

# 第3期横浜町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月



# 横 浜 町



## はじめに

当町では、「子どもも親もともに成長できる子育てのまちよこはま―まなぶ（私）・つなぐ（公）・かかわる（共）―」を目標に令和2年3月に「第2期横浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に取り組んでまいりました。

現在、少子高齢化や人口減少に対し、様々な対策を進めておりますが、問題は深刻化しています。町では「高校生年代までの子ども医療費無償化」や「小中学校の給食費無償化」等、子育て支援を推進してきました。近年では物価高騰による子育て世帯への経済的影響も非常に大きな問題となっております。また就労形態やライフスタイルの変化により保育や子育てに関する支援のニーズも多様化してきています。

こうした状況を受け、これまでの子育て支援事業や「第2期横浜町子ども・子育て支援事業計画」の評価・見直しを行い、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期横浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

「子どもが健やかに育つ・親子がともに成長できる・子育てを理解し支えるまちづくり」を基本目標に、ニーズに合わせた子育て支援をお届けし、町民の皆様が安心して子育てできますよう、事業を推進してまいります。

終わりに、計画策定に当たり、アンケート調査を通じて貴重な御意見、御提言をいただきました町民の皆様をはじめ、御審議を賜りました横浜町子ども・子育て会議の委員の皆様ほか、御協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月



横浜町長 石橋 勝大



## 目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の策定方法	4
(1) 横浜町子ども・子育て会議での審議	4
(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施	4
(3) パブリックコメントによる意見公募	4
(4) 国・県との連携	4
第2章 子ども・子育てに関する現状	5
1 人口と世帯の状況	5
(1) 総人口及び年齢3区分別人口	5
(2) 世帯数と1世帯あたり人員数	6
(3) 18歳未満の子どもがいる世帯の類型	6
2 人口動態	7
(1) 自然動態	7
(2) 社会動態	7
(3) 合計特殊出生率	8
(4) 婚姻・離婚	8
(5) 未婚率	9
3 女性の就労状況	10
(1) 女性の年齢別労働力率	10
4 アンケート調査結果の概要	11
(1) 調査の目的	11
(2) 調査の実施概要	11
(3) 調査結果の概要	11
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 施策体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 子どもが健やかに育つまちづくり	26
基本目標2 親子がともに成長できるまちづくり	31

基本目標3 子育てを理解し支えるまちづくり .....	34
第5章 量の見込みと確保の内容 .....	35
1 第2期計画の評価 .....	35
(1) 教育・保育施設 .....	35
(2) 地域子ども・子育て支援事業 .....	36
2 教育・保育提供区域の設定 .....	39
3 推計児童数 .....	40
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策の内容 .....	41
(1) 1号認定(3歳以上で「教育」を希望する就学前児童) .....	41
(2) 2号認定(3歳以上で「保育」が必要な就学前児童)及び3号認定(3歳未満で「保育」が必要な就学前児童) .....	42
5 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容 .....	44
(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) .....	44
(2) 延長保育事業(時間外保育) .....	45
(3) 病児保育事業 .....	46
(4) 一時預かり事業 .....	46
(5) 地域子育て支援拠点事業 .....	46
(6) 利用者支援事業 .....	47
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) .....	47
(8) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ・ショートステイ含む) .....	48
(9) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	48
(10) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 .....	49
(11) 妊婦健康診査 .....	49
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	50
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	50
(14) 子育て世帯訪問支援事業 .....	51
(15) 児童育成支援拠点事業 .....	51
(16) 親子関係形成支援事業 .....	52
(17) 妊婦等包括相談支援事業 .....	52
(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) .....	53
(19) 産後ケア事業 .....	54
第6章 計画の推進体制 .....	55
1 子ども・子育て会議による進捗評価 .....	55
2 進捗評価の体制・仕組み .....	55

3	密接な連携と協働 .....	56
4	子ども・子育て情報・計画の周知活動 .....	56
資料編	.....	57
1	横浜町子ども・子育て会議設置要綱 .....	59
2	横浜町子ども・子育て会議委員名簿 .....	61
3	横浜町子ども子育て会議開催経過 .....	62



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

子どもは、横浜町の未来を担う存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことのできる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境の更なる整備が求められています。

しかし、近年、子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化や核家族化等により、家庭環境や地域の状況が大きく変化し、子育てに対する不安感、負担感、孤立感等、様々な課題の解決が必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、我が国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付け等、様々な取組を展開してきました。

また、その後、令和5年にはこども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置し、「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

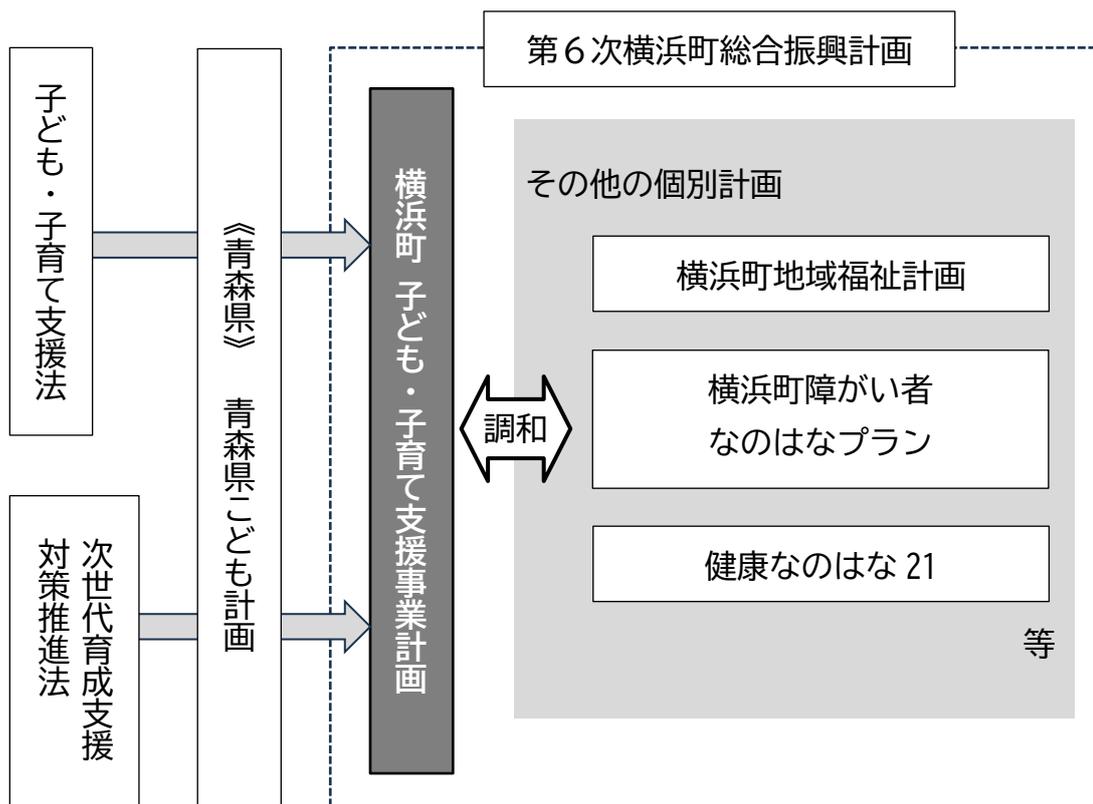
町においても、平成27年に「第1期横浜町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年には「第2期横浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業を計画的に推進してきました。この度、「第2期横浜町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することから、社会状況の変化や国の動向等を踏まえつつ、「第3期横浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、きめ細かく、そして、切れ目のない子ども・子育て支援の充実に取り組めます。

## 2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」であり、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「市町村行動計画」を包含し、一体のものとして策定しました。

また、策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即し、さらに県の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「第 6 次横浜町総合振興計画」及び「地域福祉計画」、「障害児福祉計画」、「健康なのはな 21」等、町の各種関連計画との調和を図っています。

### ■計画の位置付け

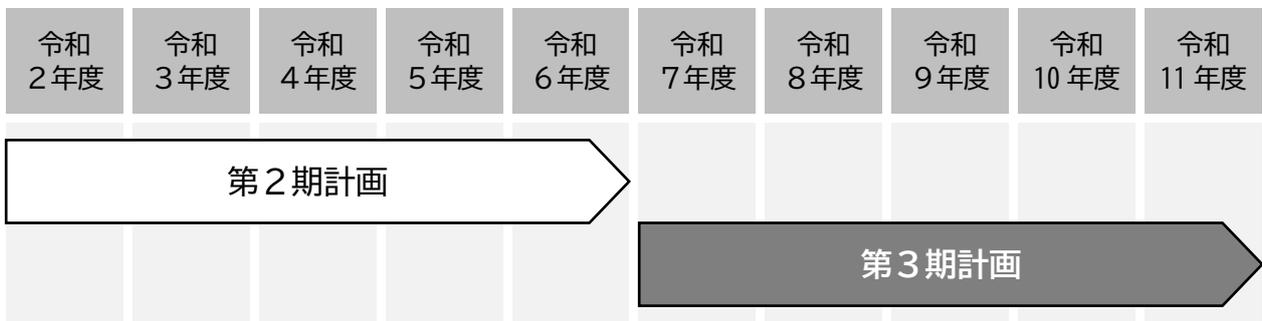


### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の達成状況の確認と見直しを行います。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極め、必要に応じて見直しを行います。

#### ■計画期間



## 4 計画の策定方法

### (1) 横浜町子ども・子育て会議での審議

学識経験者、福祉・教育関係者、子育て支援団体代表者、町民等より組織し、計画案について意見交換等を行い審議しました。

### (2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

幼児教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、保護者の就労状況、子育てに関する要望や意見を幅広く把握することを目的に、未就学児童保護者、小学生保護者に対し、意識調査を行いました。

### (3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、町民の意見を聴取しました。

### (4) 国・県との連携

計画策定に当たっては、国や県の示す考え方や方向性等を適宜、確認及び連携し、整合性を確保して策定しました。

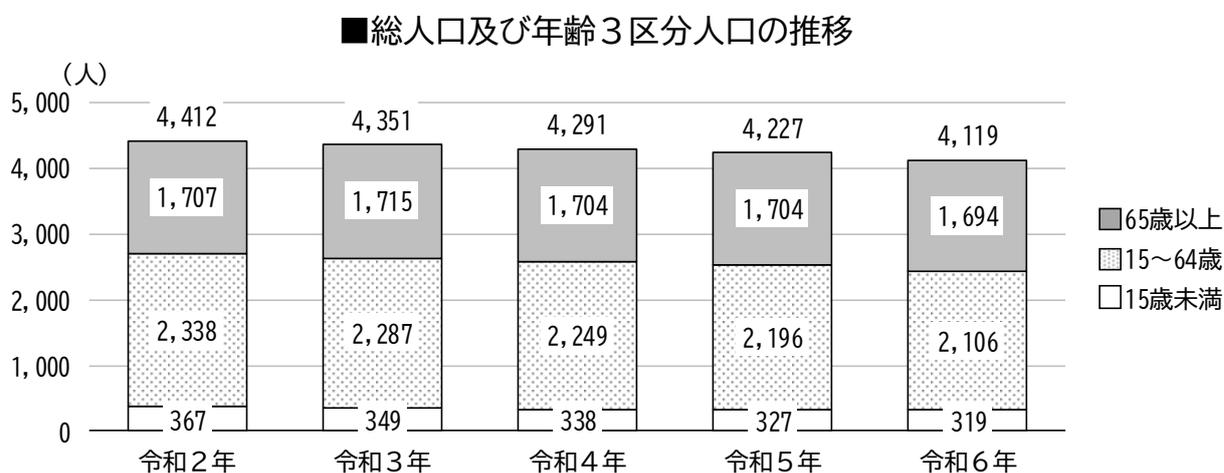


## 第2章 子ども・子育てに関する現状

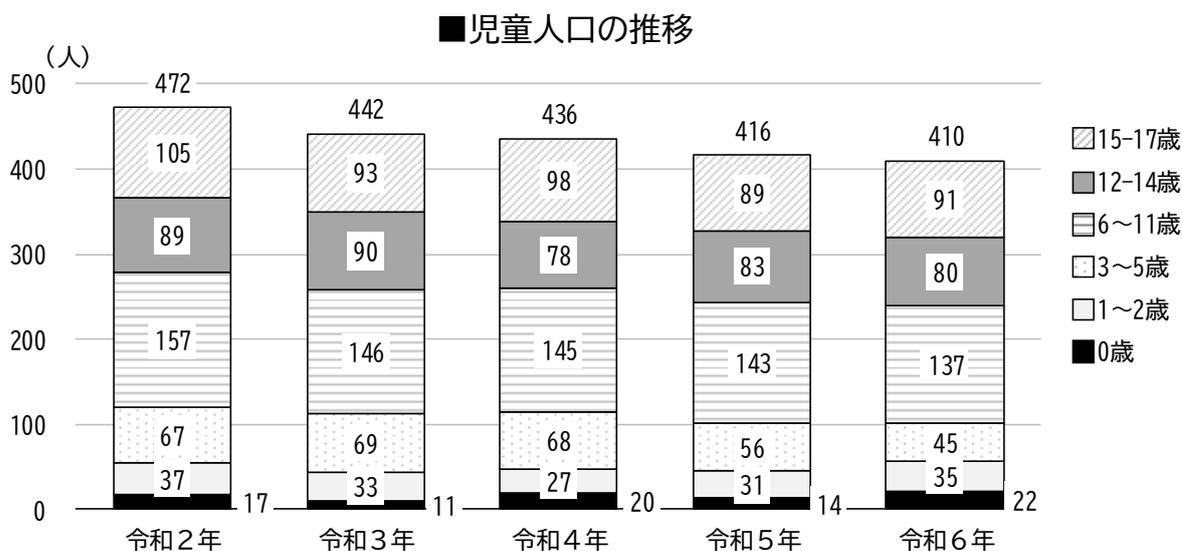
### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年には4,119人となっています。  
 年齢3区分の構成比で見ると、15歳未満と15～64歳は毎年減少していますが、65歳以上は令和3年まで増加し、令和4年に減少へ転じています。  
 また、児童の人口も減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



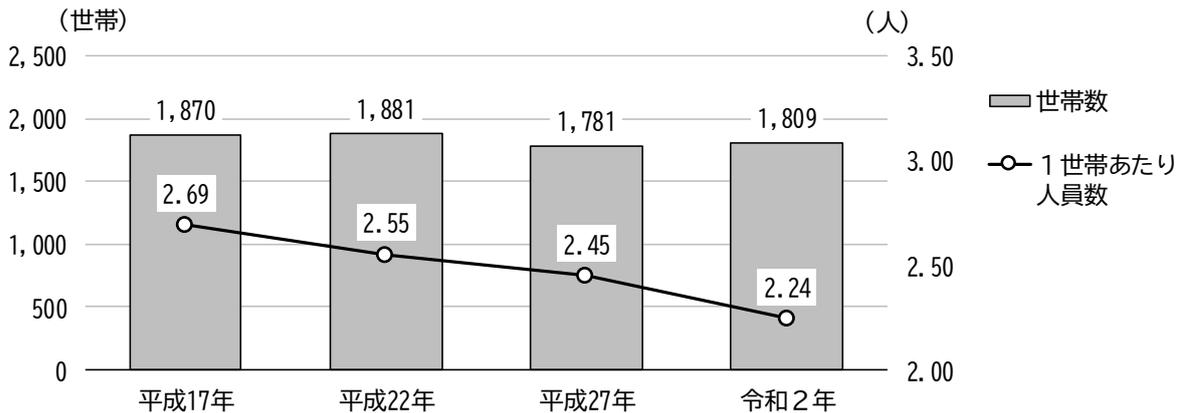
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯数と1世帯あたり人員数

本町の世帯数は減少しており、令和2年には1,809世帯となっています。

1世帯あたり人員数も減少しており、平成17年からの15年間で2.69から2.24人へと0.45人減少し、核家族化が進行しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

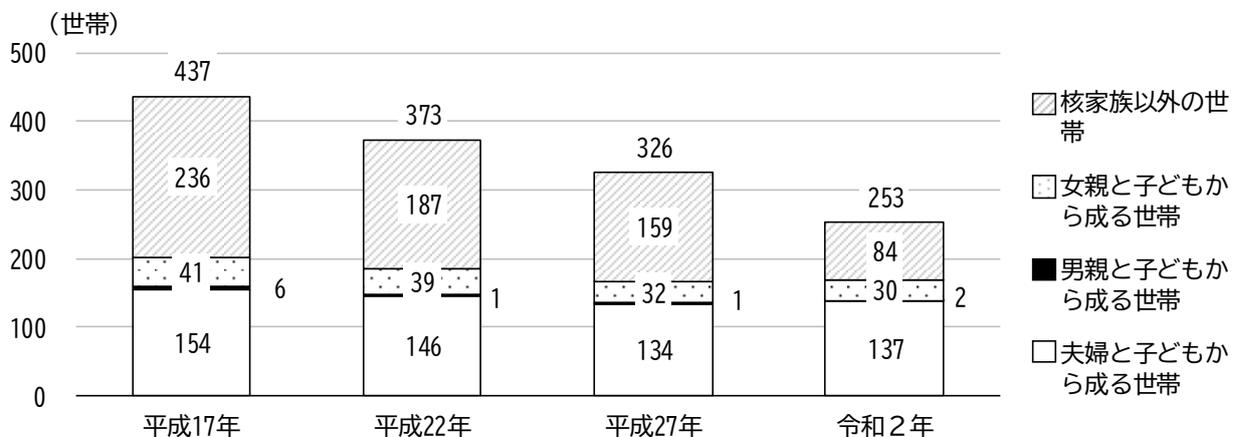


資料：国勢調査

## (3) 18歳未満の子どもがいる世帯の類型

本町の18歳未満の子どもがいる世帯について、世帯類型別で見ると、少数である男親と子どもから成る世帯、令和2年に若干増加した夫婦と子どもから成る世帯を除き、核家族以外の世帯及び女親と子どもから成る世帯は減少しています。

■世帯類型別18歳未満の子どもがいる世帯数の推移

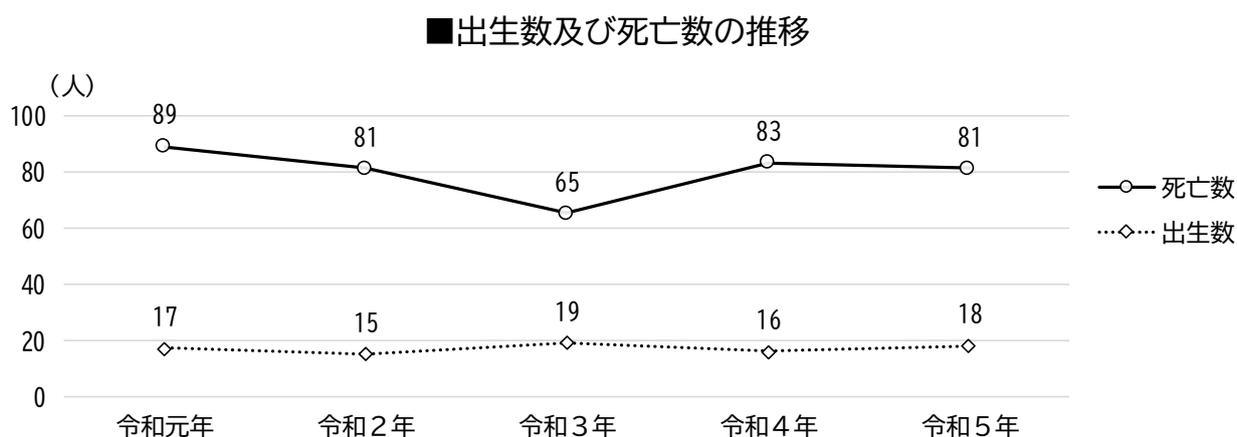


資料：国勢調査

## 2 人口動態

### (1) 自然動態

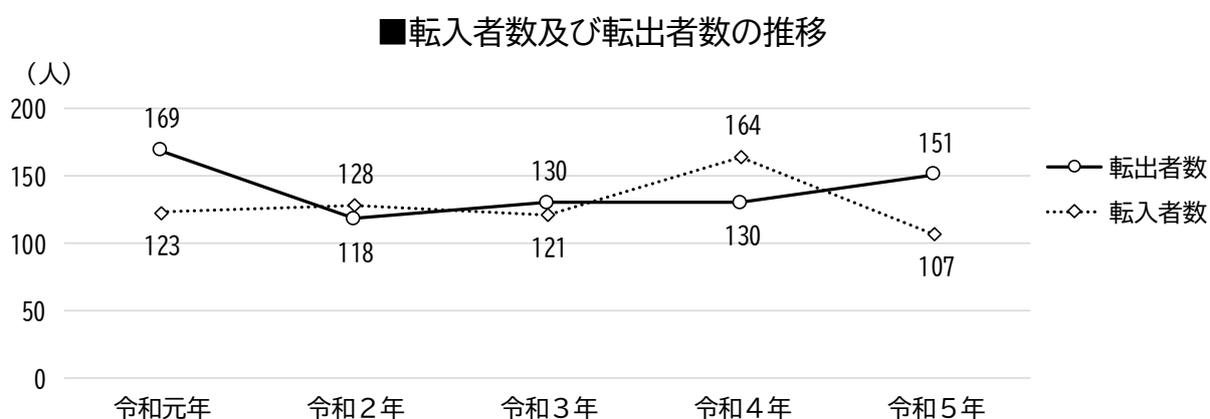
本町の出生数及び死亡数の推移をみると、各年とも死亡数が出生数を上回っています。出生数は令和元年以降10人台で推移しています。死亡数は令和3年を除き80台で推移しており、令和5年には81人となっています。



資料：青森県の推計人口（年報）

### (2) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2年～3年を除き、増減が大きく、令和4年は転入者数が転出者数を上回っていますが、令和元年及び令和5年は転出者数が転入者数を上回っています。

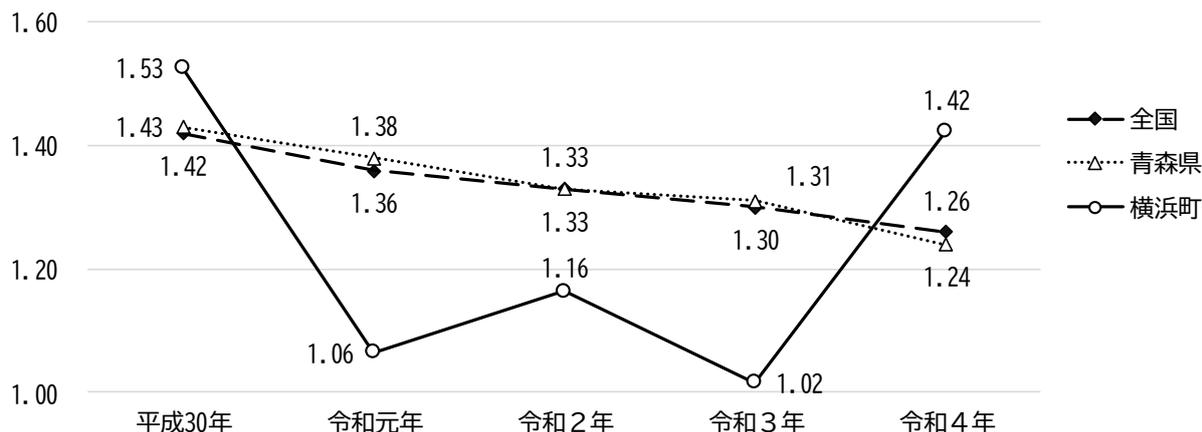


資料：青森県の推計人口（年報）

### (3) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、算出する集団としての規模が小さいことから年ごとに大きく増減しています。平成30年と令和4年は国・県を上回っていますが、令和元年から令和3年は国・県を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移

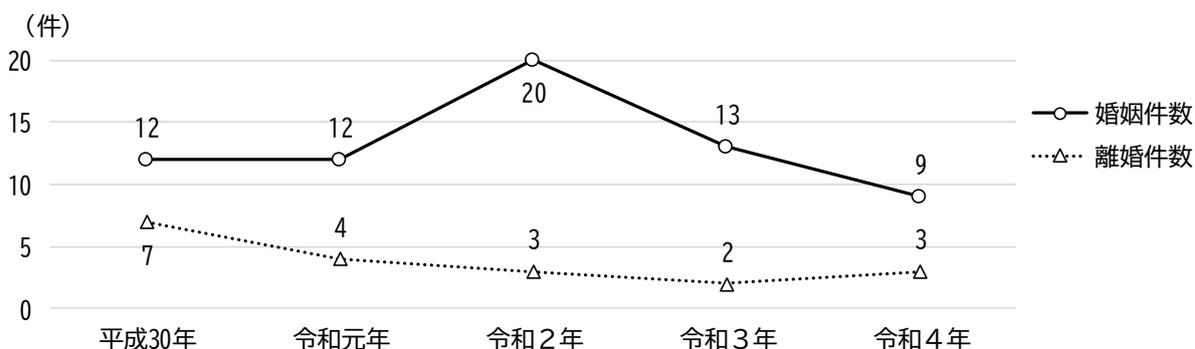


資料：全国及び青森県は青森県保健統計年報、町は独自に計算。

### (4) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、令和2年以降、年々減少しており、令和6年は9件となっています。離婚件数は、令和3年までは減少していましたが、令和4年は前年より1件増加し3件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

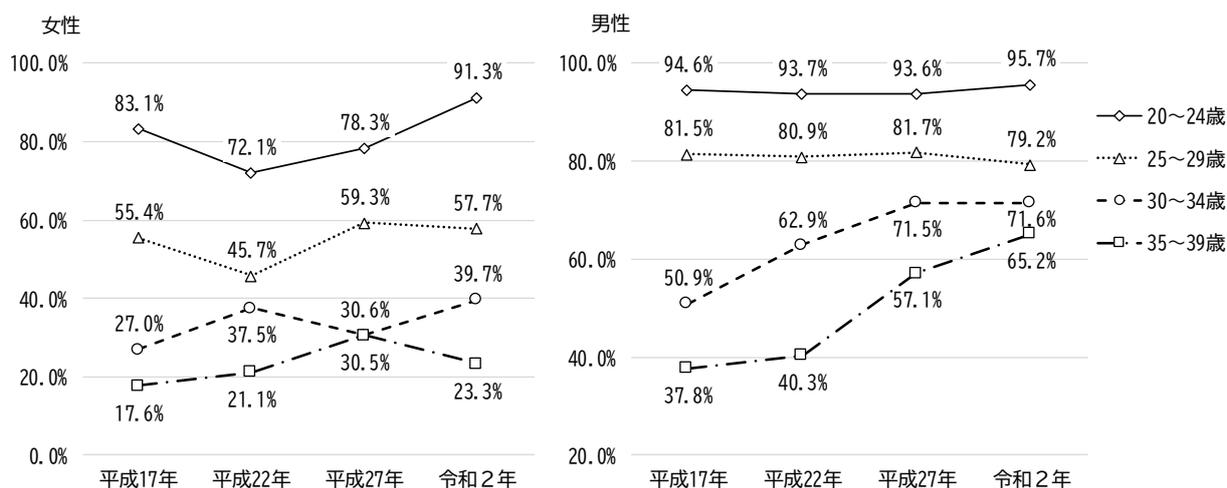


資料：青森県保健統計年報

## (5) 未婚率

本町の20歳代及び30歳代における未婚率をみると、女性の「20～24歳」及び男性の「35～39歳」は平成22年以降、顕著に増加しています。

■ 未婚率の推移

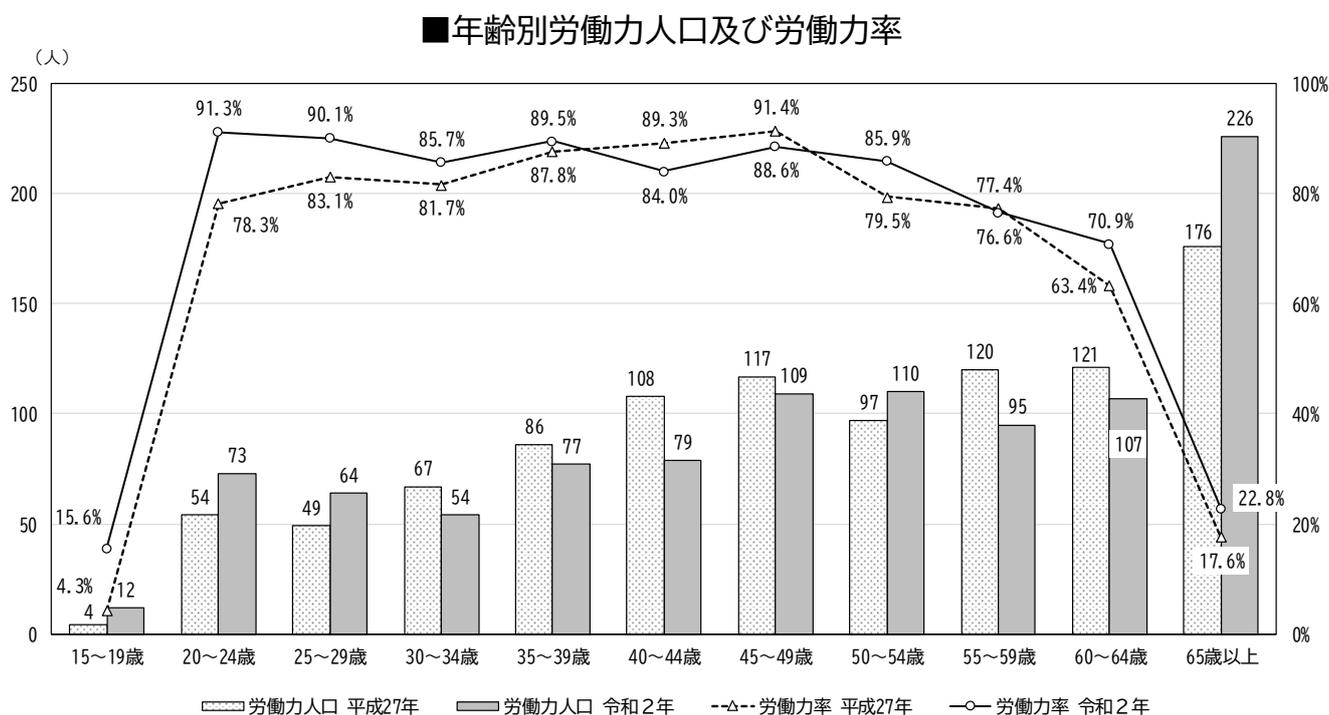


資料：国勢調査

### 3 女性の就労状況

#### (1) 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率は、「35～39歳」までは、平成27年よりも令和2年は労働力率が上昇しています。また、「20～24歳」から「50～54歳」は、いずれも8割以上となっています。本町では、子育て期において女性の労働力率が顕著に低下する、いわゆる「M字カーブ」とはなっていません。



資料：国勢調査

## 4 アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、「第3期横浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎データ収集として実施しました。

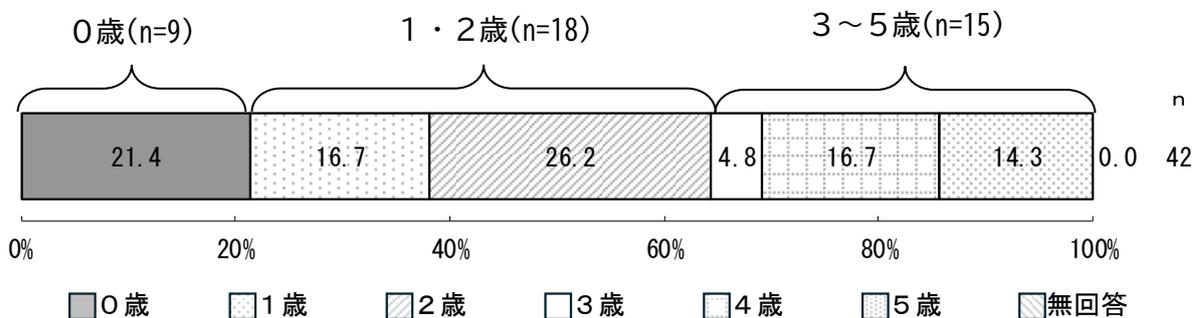
### (2) 調査の実施概要

項目	内容
調査対象	①未就学児童の保護者 ②小学生児童の保護者
配布数等	配布数：①76票、②105票、合計181票 回収数：①42票、②69票、合計111票 回収率：①55.3%、②65.7%、合計61.3%
調査方法	郵送による配布・回収。
調査時期	令和6年8月～9月

### (3) 調査結果の概要

#### 1) 未就学児童保護者対象

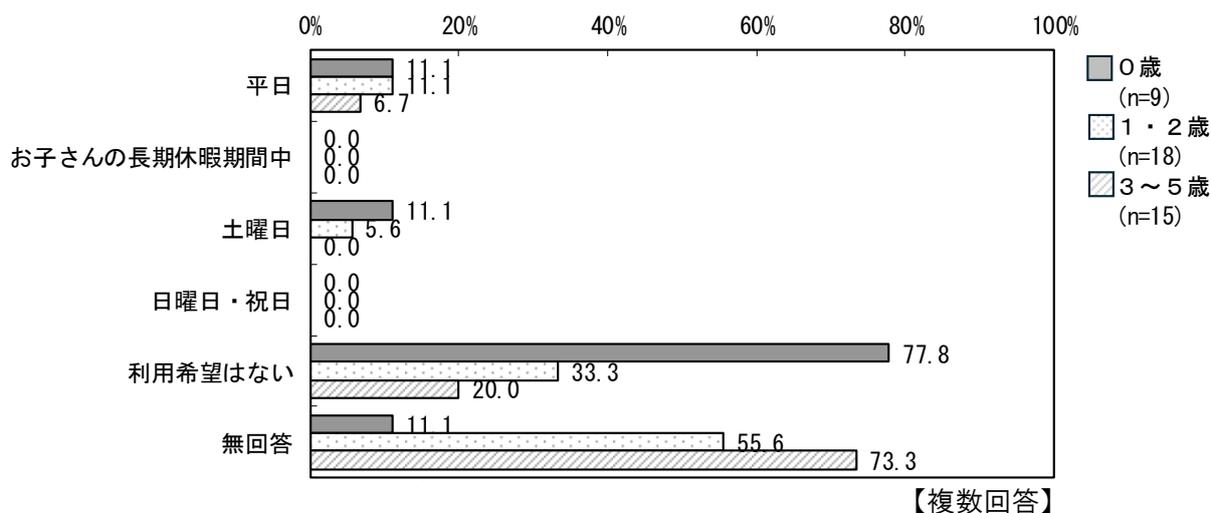
子どもの年齢を教育・保育提供区分に即しての「0歳」、「1・2歳」、「3～5歳」の3群に集約してクロス集計を行いました。



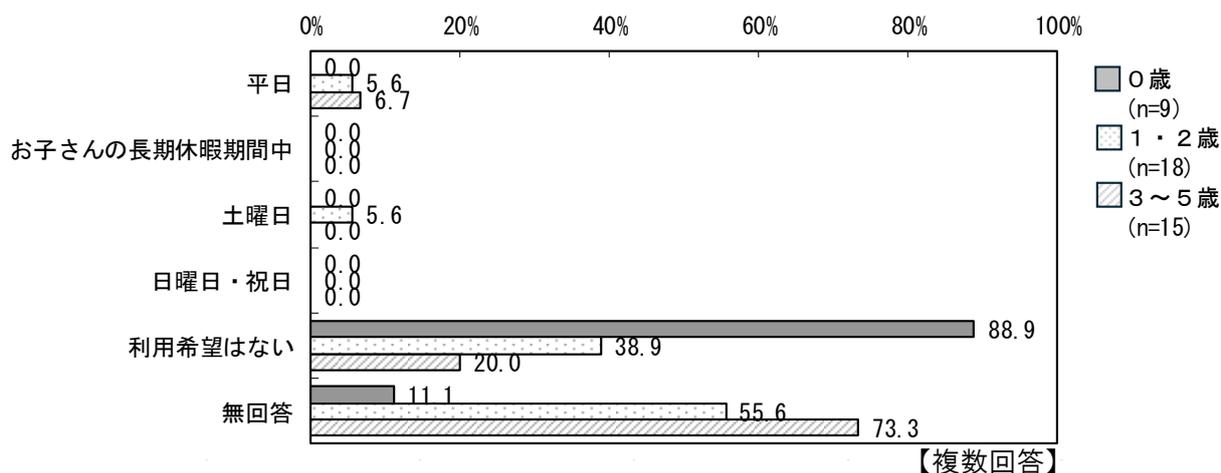
### ①主要な教育・保育事業の定期的な利用希望日

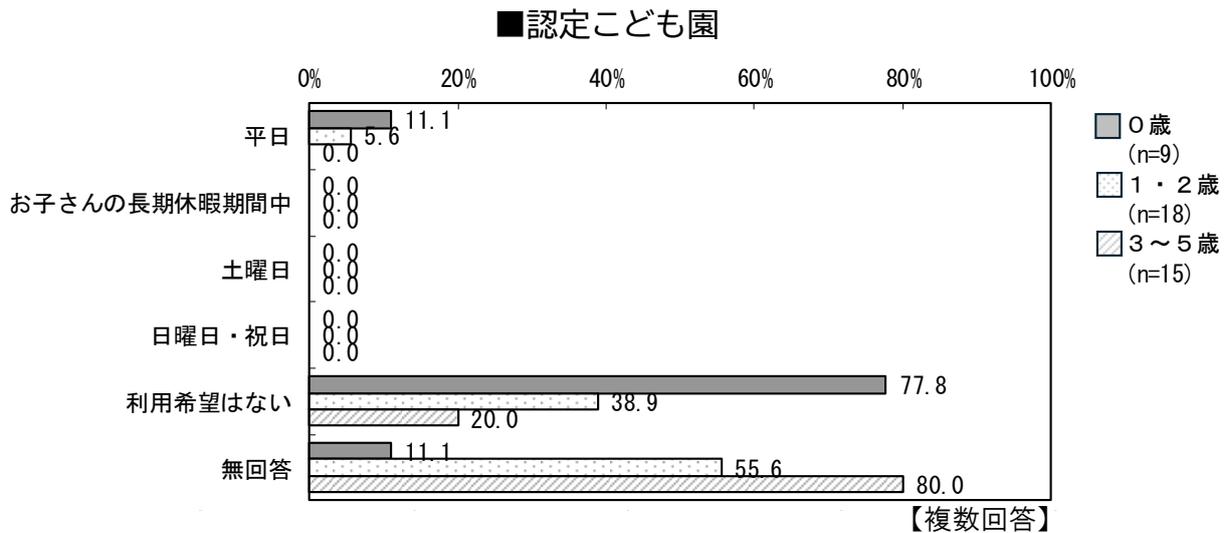
主要な教育・保育事業の定期的な利用希望日は、「0歳」、「1・2歳」、「3～5歳」のいずれも、「認可保育所（ちどり保育園、第二ちどり保育園等）」の平日、土曜日に多くの意向を示しています。

■ 幼稚園（通常の就園時間の利用）



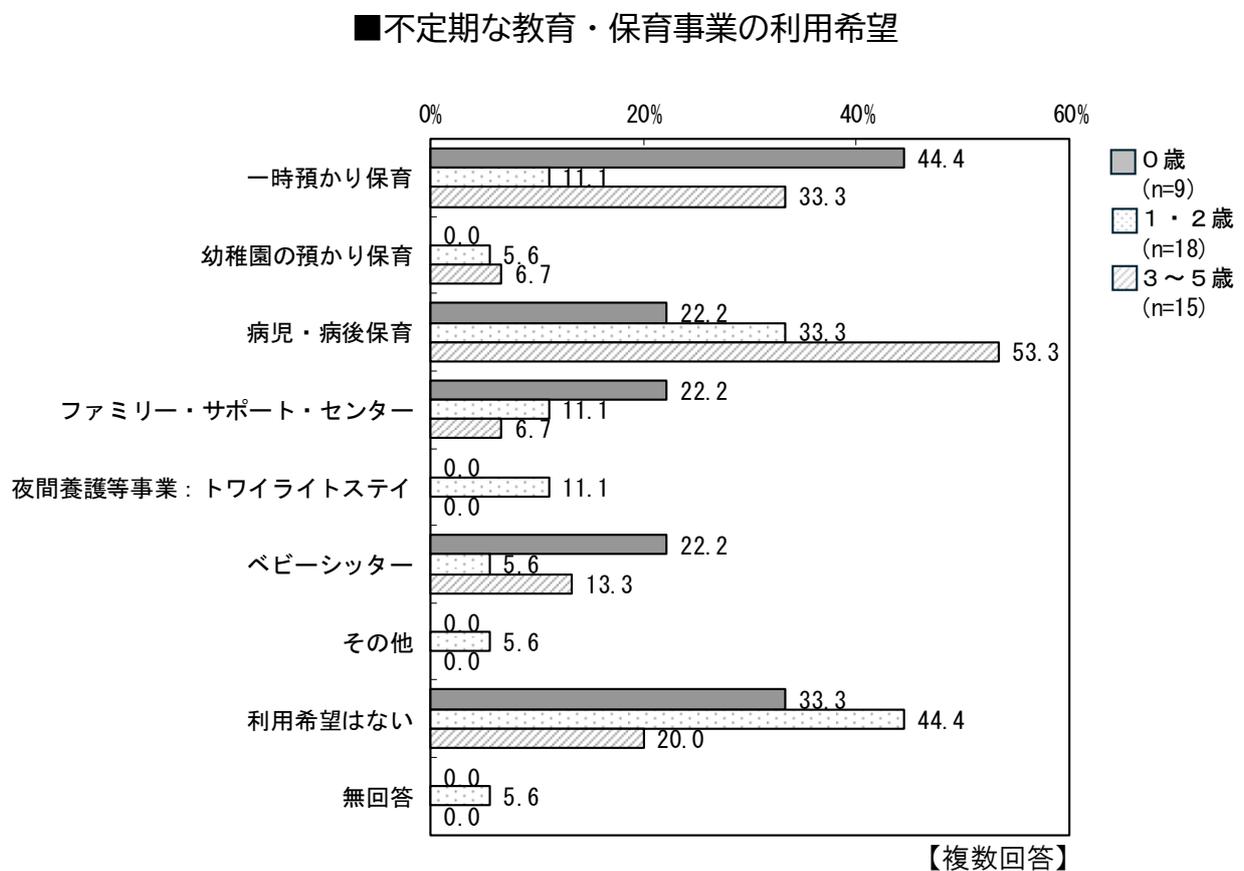
■ 幼稚園の預かり保育





## ②不定期な教育・保育事業の利用希望

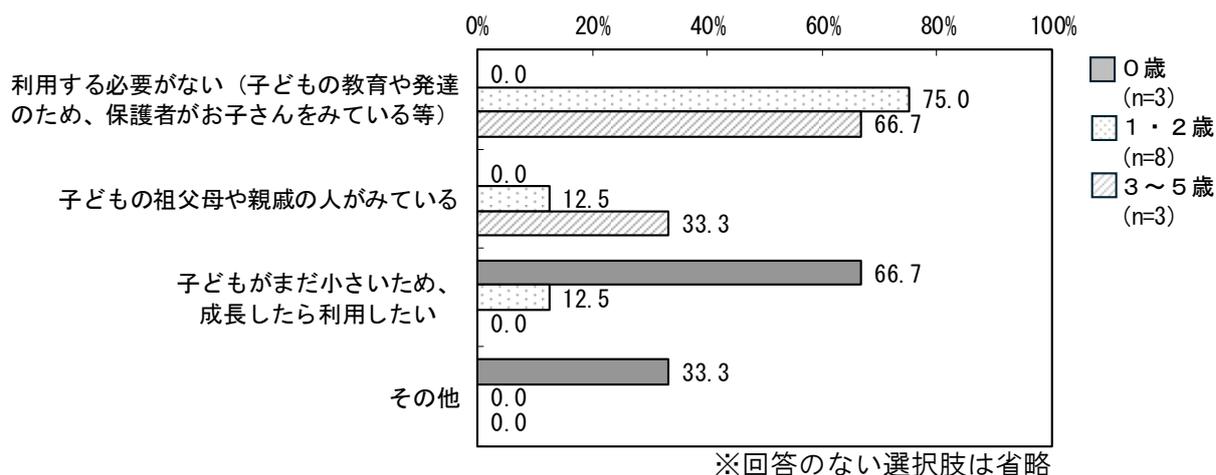
不定期な教育・保育事業の利用希望は、「0歳」は「一時預かり」が44.4%となっています。また、年齢区分が上がるにつれ「病児・病後児保育」の割合が増加しており、「3～5歳」は53.3%となっています。



### ③不定期的な教育・保育事業の利用を希望しない理由

利用を希望しない理由では、「0歳」は「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」、「1・2歳」と「3～5歳」は「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」を最上位にあげています。

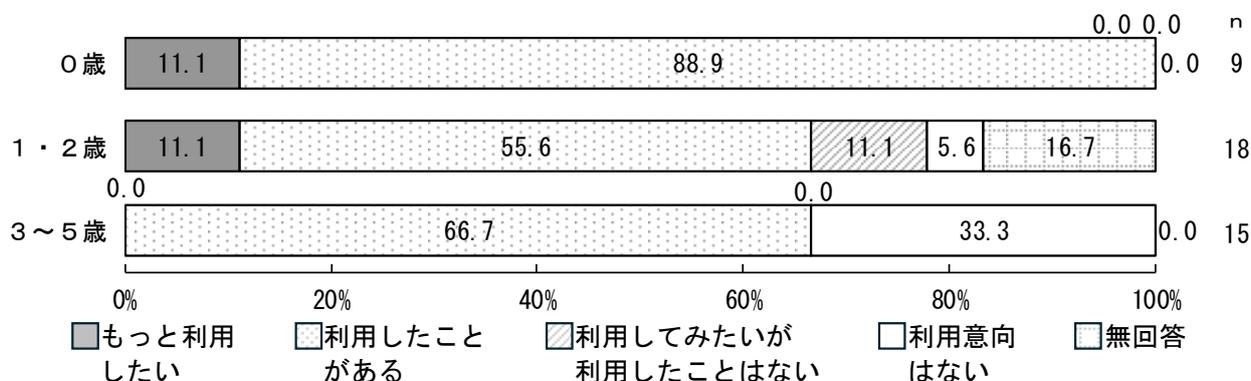
■不定期的な教育・保育事業の利用を希望しない理由



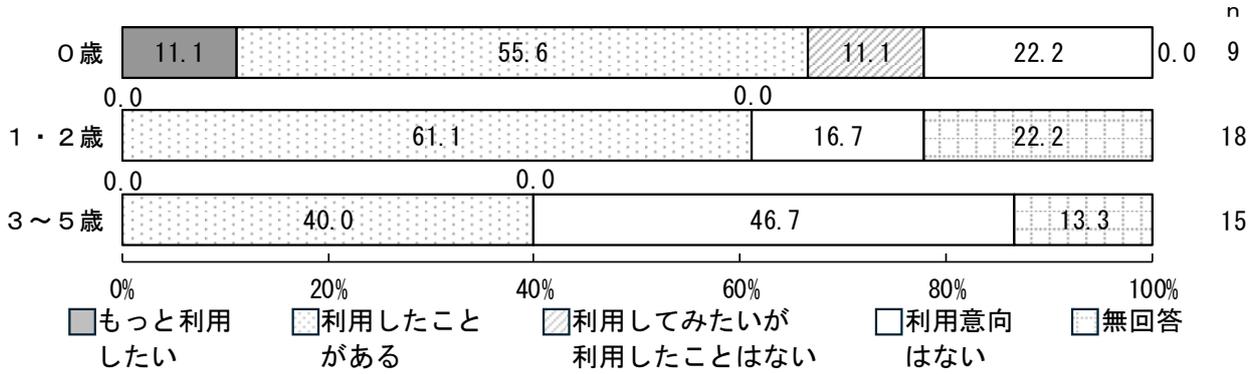
### ④地域の子育て支援事業の利用意向

地域の子育て支援事業の利用意向では、「利用者支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」は「利用したことがある」が最も多く、「養育支援訪問事業」、「子育て短期支援事業」は「利用意向はない」が最も多くなっています。「妊婦健康診査」は「0歳」及び「1・2歳」は、「利用したことがある」が最も多く、「3～5歳」は「利用意向はない」が最も多くなっています。

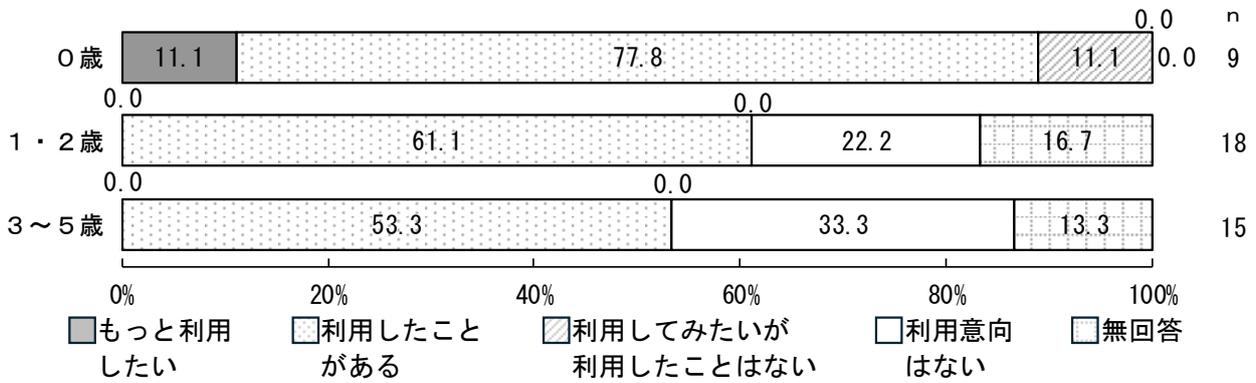
■利用者支援事業



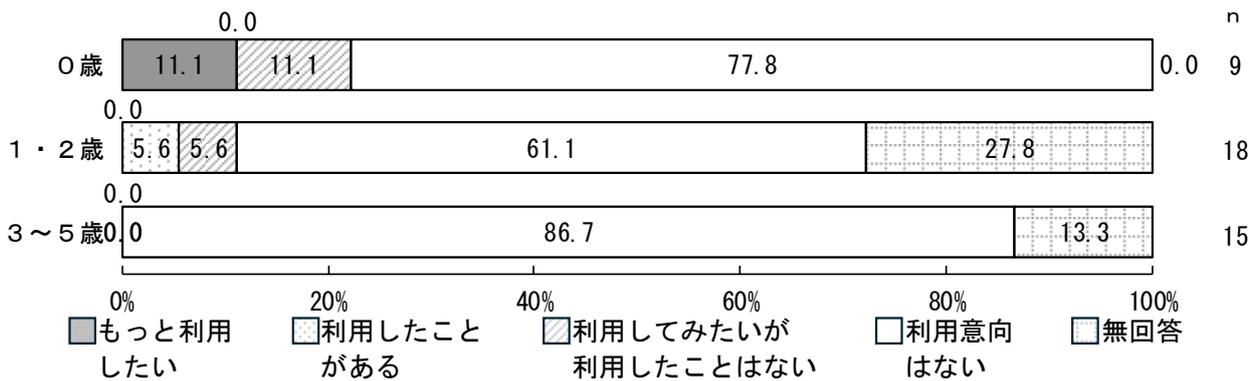
### ■妊婦健康診査



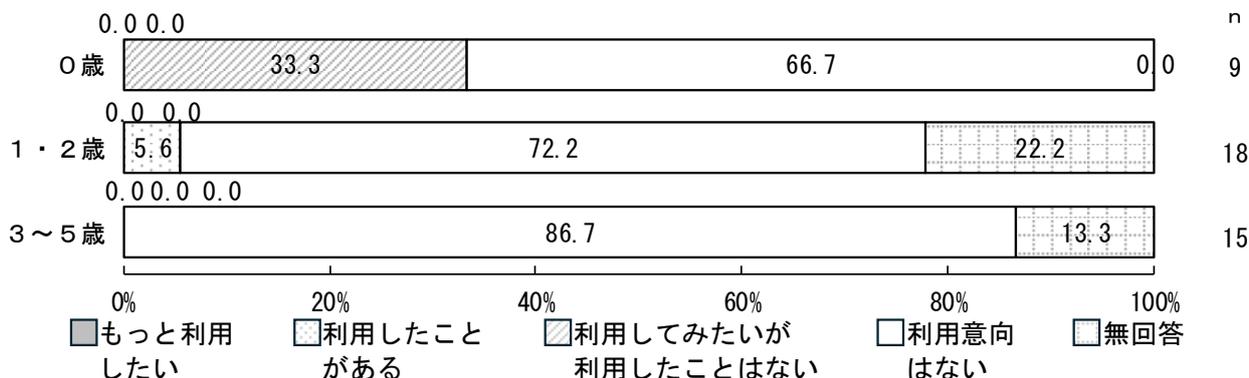
### ■乳児家庭全戸訪問事業



### ■養育支援訪問事業



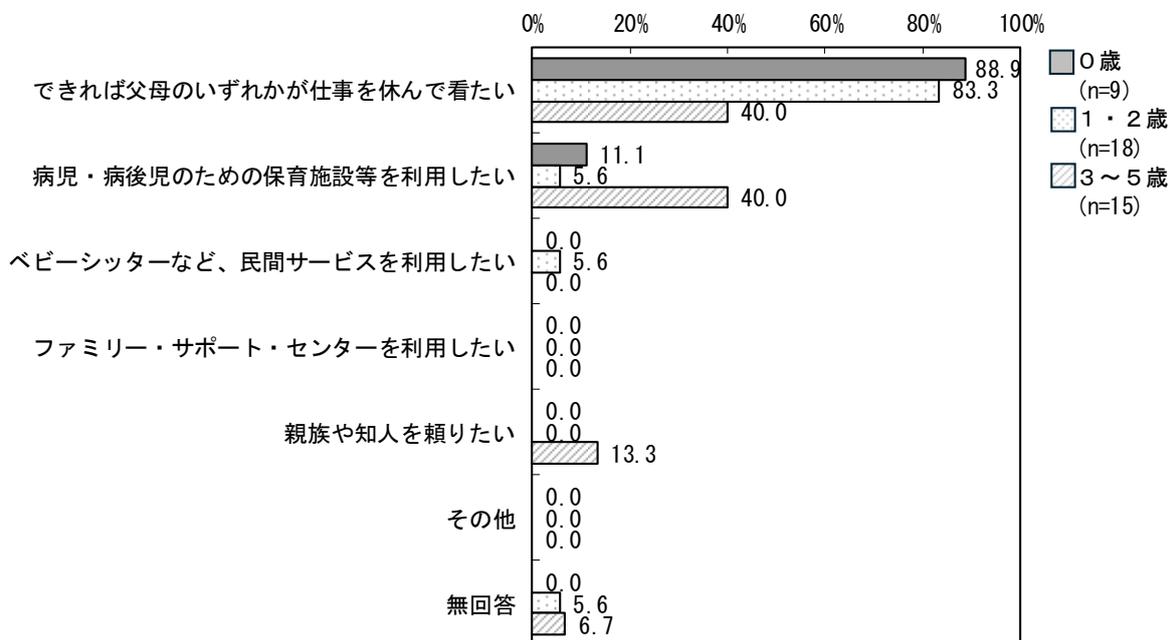
### ■子育て短期支援事業



### ⑤子どもが傷病の際に希望する対応

子どもが傷病の際に希望する対応は、「0歳」、「1・2歳」は「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が8割以上を占めるが、「3～5歳」は「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と「病児・病後見のための保育施設等を利用したい」がそれぞれ40.0%となっています。

### ■子どもが傷病の際に希望する対応



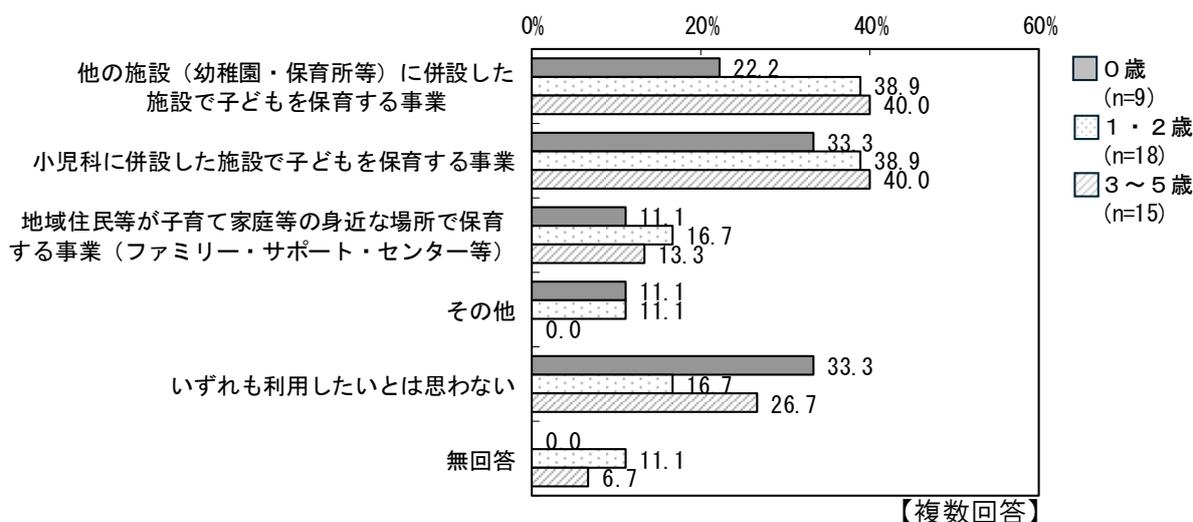
### ⑥病児・病後見保育施設等の利用希望と希望しない理由

病児・病後見保育施設等の利用希望は、「1・2歳」及び「3～5歳」は「他

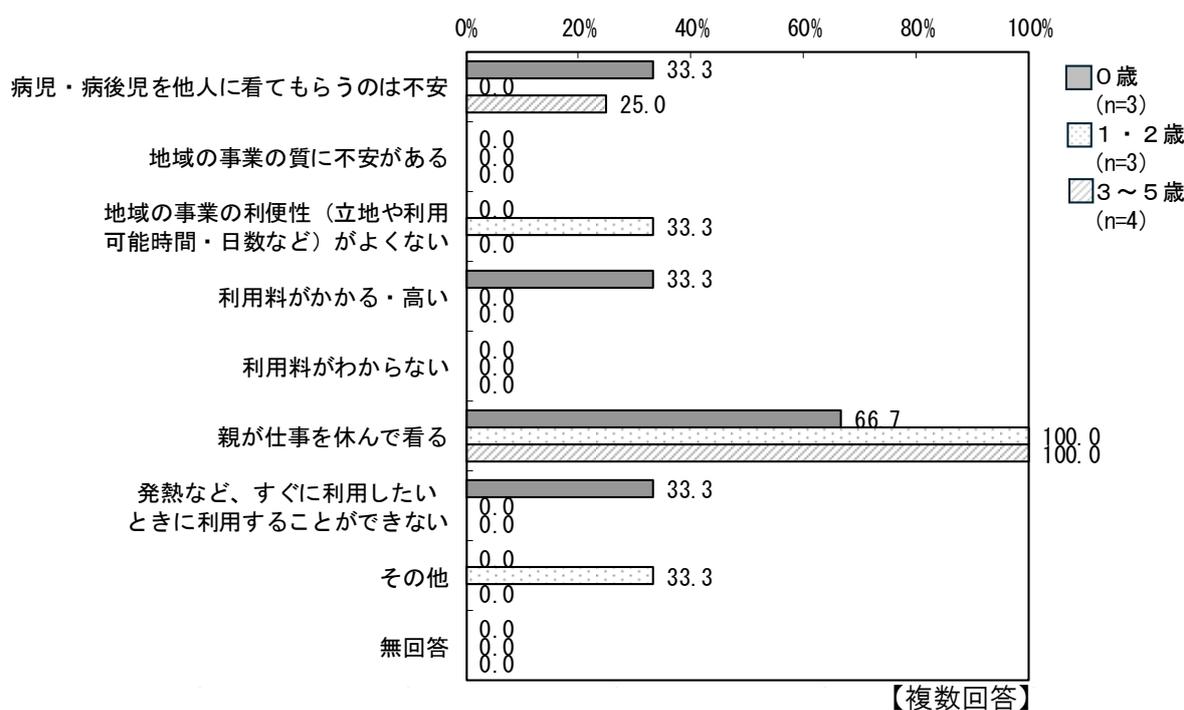
の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」を上位にあげていますが、「0歳」は「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」と「いずれも利用したいとは思わない」が33.3%で最も多くなっています。

また、「いずれも利用したいとは思わない」と回答した理由は、いずれの年齢区分とも「親が仕事を休んで見る」が最上位にあげられています。

### ■病児・病後児保育施設等の利用希望

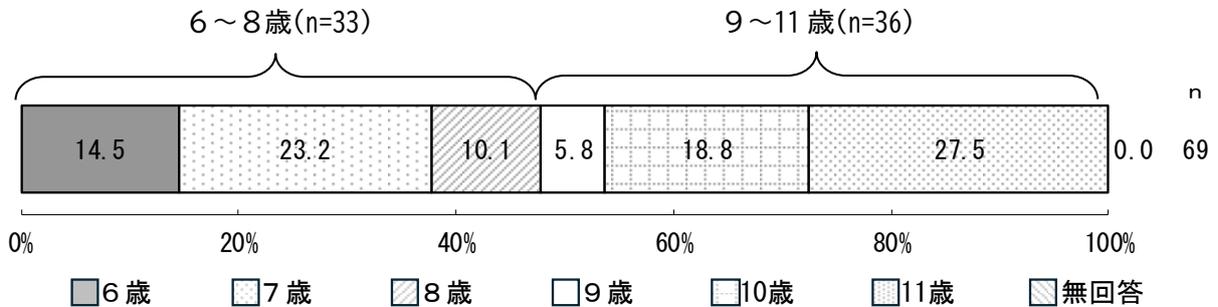


### ■希望しない理由



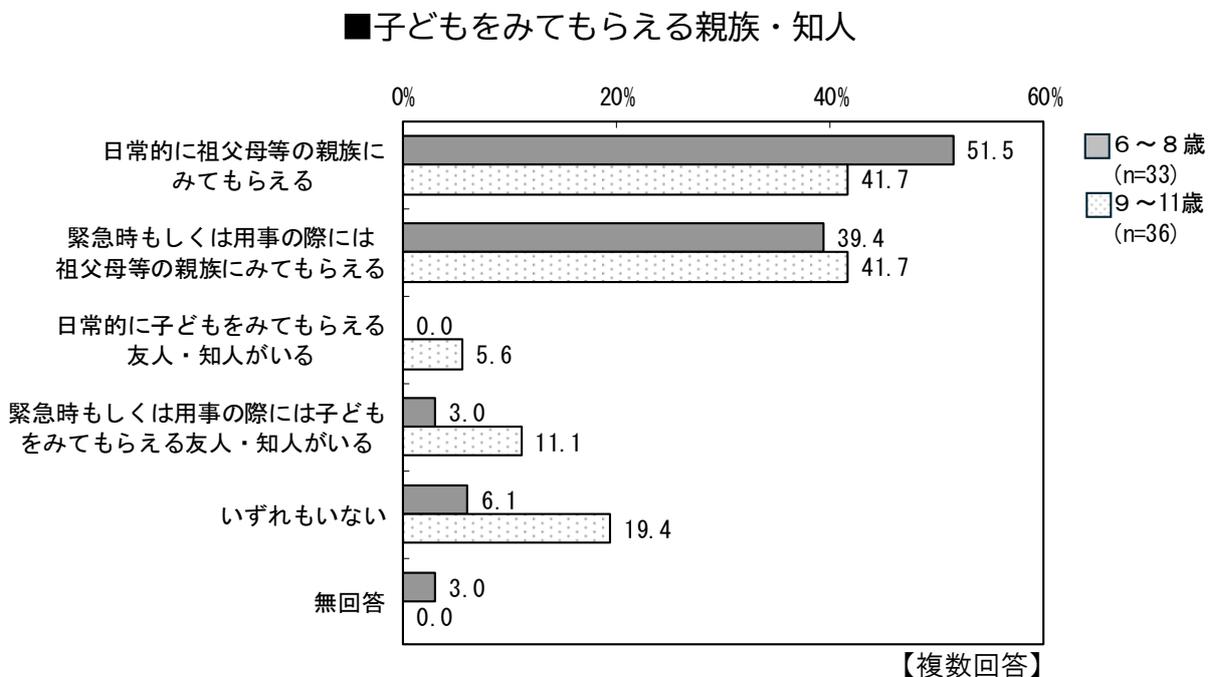
## 2) 小学生児童の保護者対象

子どもの年齢を小学校低学年である「6～8歳」と高学年である「9～11歳」の2群に集約してクロス集計を行いました。



### ①子どもをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる親族・知人は、「6～8歳」、「9～11歳」のいずれも、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」及び「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」を上位にあげ、親族を頼る傾向が強くなっています。「いずれもない」は、「6～8歳」が6.1%、「9～11歳」が19.4%となっています。

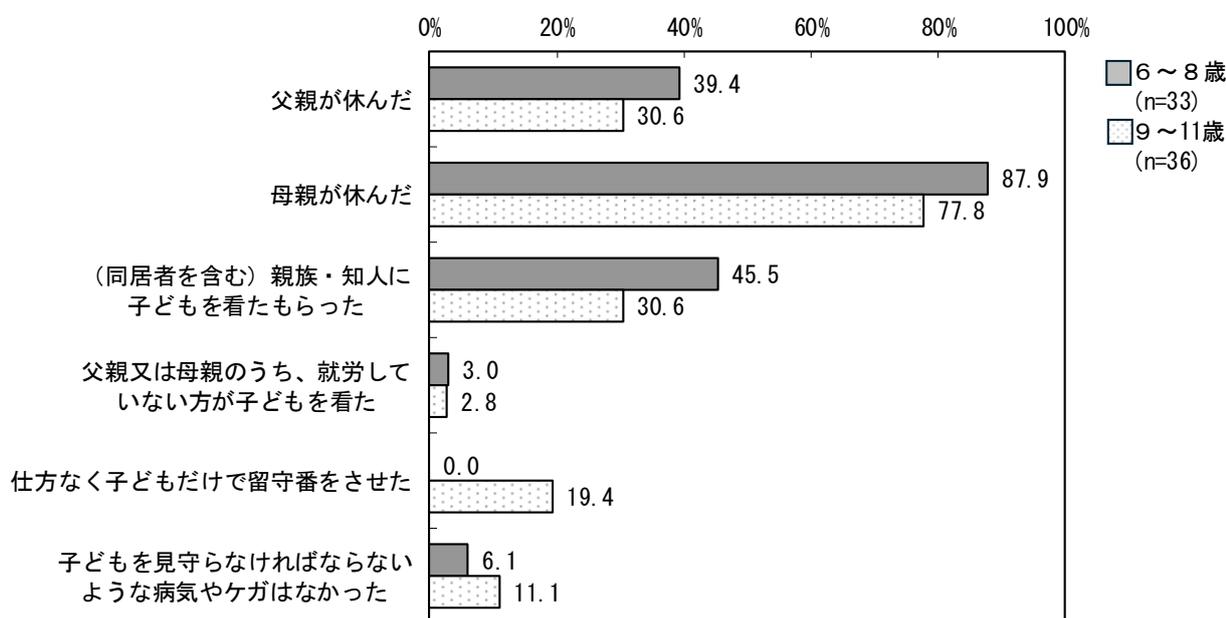


## ②子どもの病気やけがの際の対処方法と対応の希望

「6～8歳」、「9～11歳」のいずれも、「母親が休んだ」を最上位にあげ、次いで「父親が休んだ」と「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が3～4割台となっています。

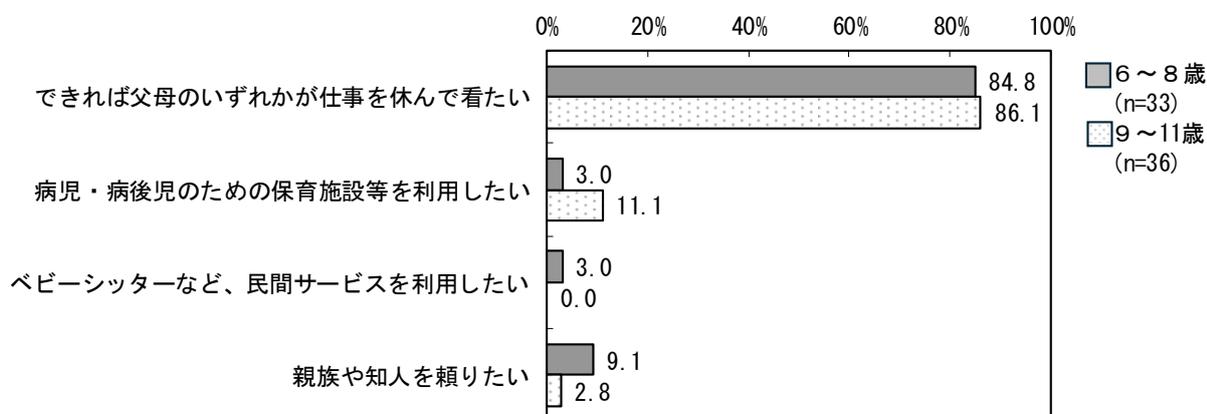
一方、対応の希望は、いずれも「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が8割以上を占めます。

### ■子どもの病気やけがの際の対処方法



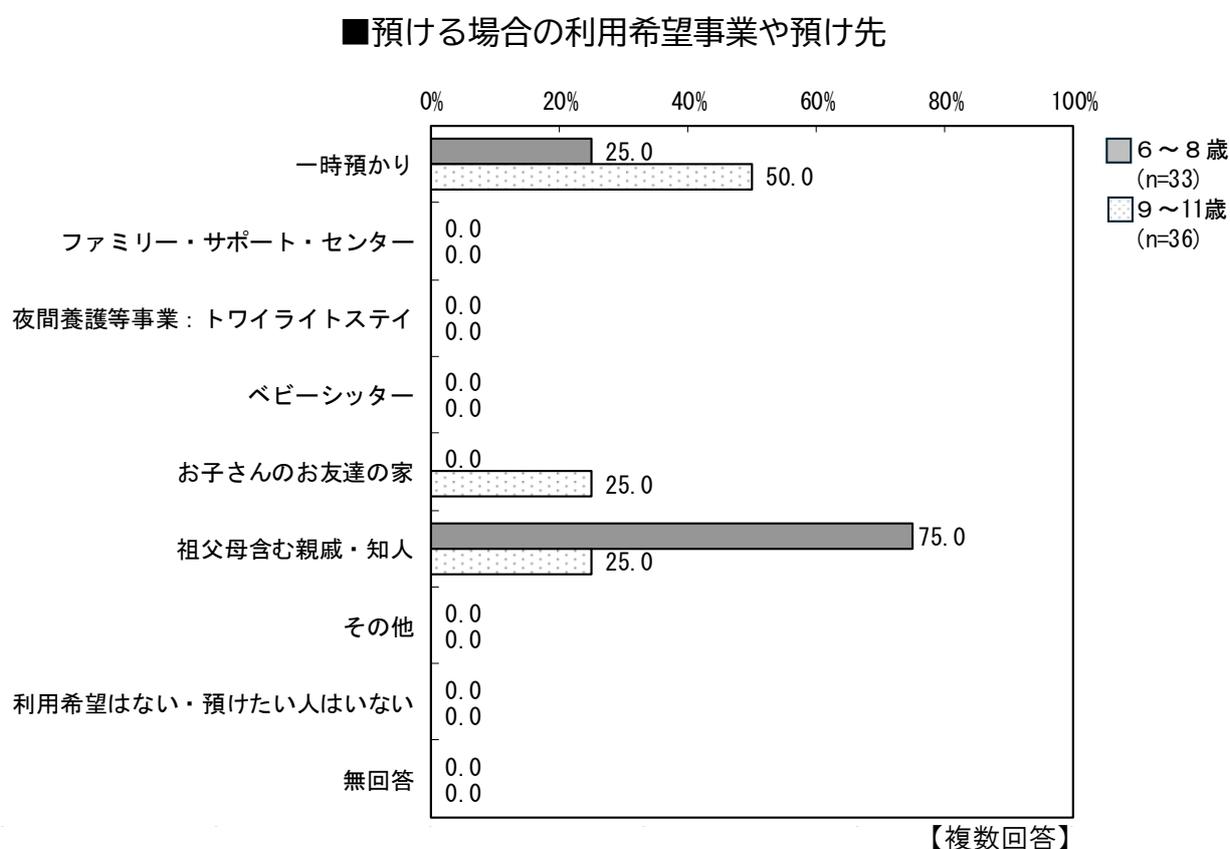
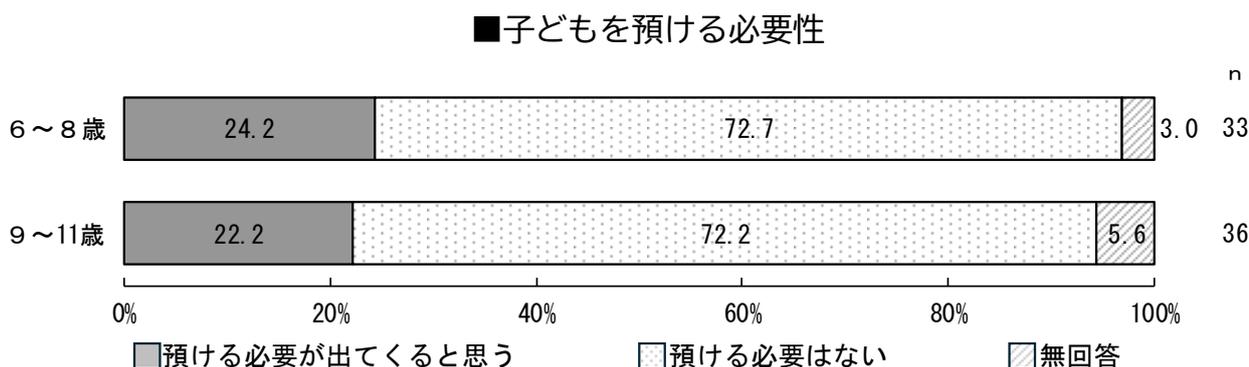
※回答のない選択肢を省略  
【複数回答】

### ■対応の希望



### ③子どもを預ける必要性和利用希望事業等

子どもを預ける必要性は「6～8歳」が24.2%、「9～11歳」が22.2%となっています。また、預ける場合の事業や預け先では、「6～8歳」は「祖父母含む親戚・知人」が75.0%、「一時預かり」が25.0%であるのに対し、「9～11歳」は「一時預かり」が50.0%、「お子さんのお友達の家」と「祖父母含む親戚・知人」がそれぞれ25.0%となっています。



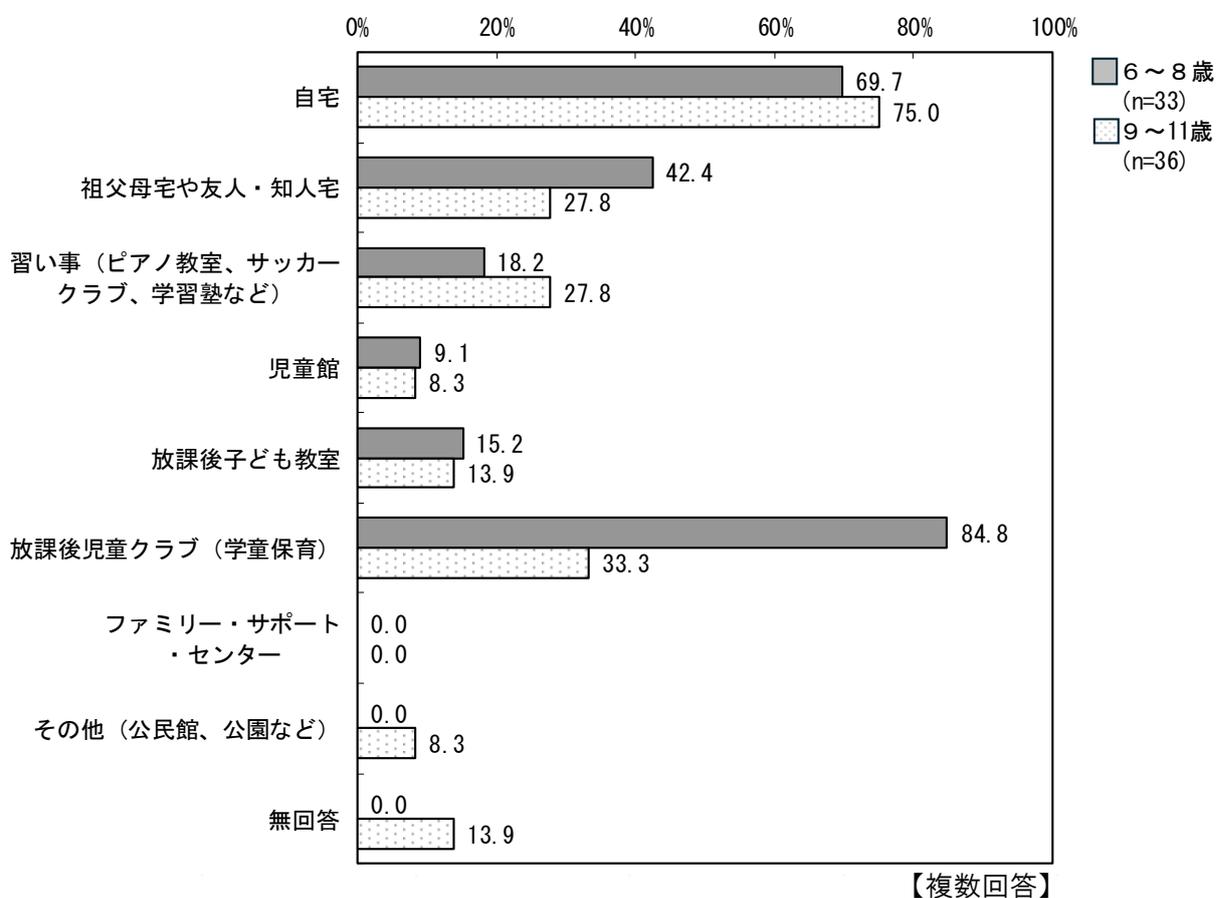
#### ④放課後に過ごさせたい、または、過ごしていた場所

「6～8歳」は「放課後児童クラブ（学童保育）」が84.8%、「自宅」が69.7%となっています。

一方、「9～11歳」は「自宅」が75.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が33.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」及び「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が27.8%の順となっています。

#### ■放課後に過ごさせたい、または、過ごしていた場所

※「6～8歳」は「1～3年生」時の回答、「9～11歳」は「4～6年生」時の回答で作成



### ⑤学校休業日の放課後児童クラブの利用状況・利用意向

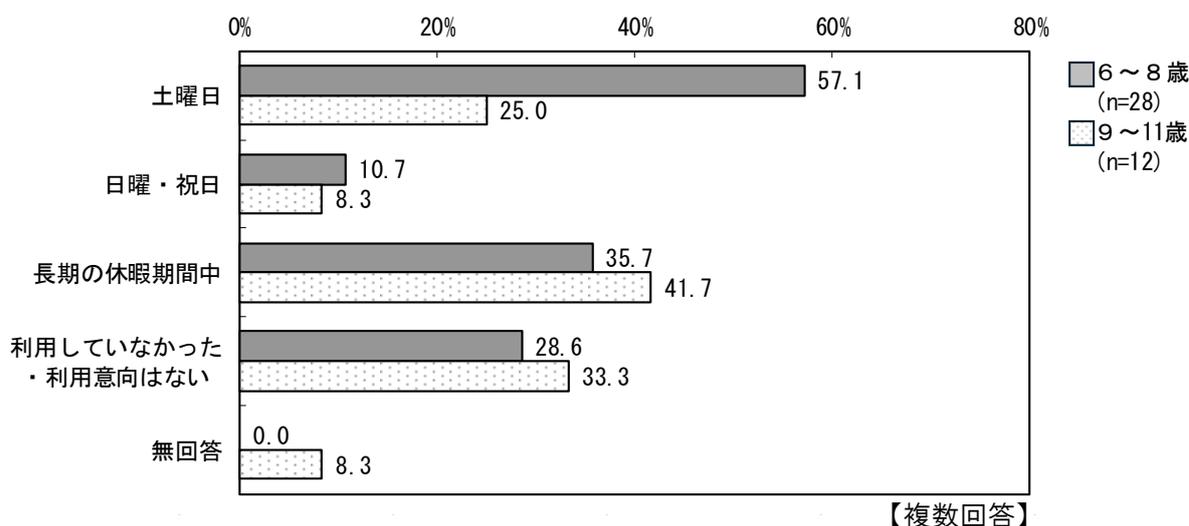
※放課後に過ごさせたい、または、過ごしていた場所に「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方が回答

土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中における、放課後児童クラブの利用希望について、「6～8歳」は「土曜日」が57.1%、「長期の休暇期間中」が35.7%、「利用していなかった・利用意向はない」が28.6%となっています。

一方、「9～11歳」は「長期の休暇期間中」が41.7%、「利用していなかった・利用意向はない」が33.3%、「土曜日」が25.0%の順となっています。

#### ■学校休業日の放課後児童クラブの利用状況・利用意向

※「6～8歳」は「1～3年生」時の回答、「9～11歳」は「4～6年生」時の回答で作成



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する基礎となる、重要な未来への投資であり、町全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。

また、町が令和3年に策定した「第6次横浜町総合振興計画」は、保健・医療・福祉分野の基本目標として「心と身体が和む環境づくり」を掲げ、その基本施策の1つを「子どもたちが元気に生まれ育つ環境づくり」としています。

本計画は、「第6次横浜町総合振興計画」の分野計画としての調和を図ることから、基本理念を「子どもたちが元気に生まれ育つまち よこはま」として必要な施策を計画的、体系的に実施します。

#### 基本理念

子どもたちが元気に生まれ育つまち よこはま



## 2 基本目標

基本理念の実現にむけて次の3つの基本目標を掲げ、本町の子育て支援について、子育て家庭、地域とともに取り組みます。

### 基本目標1 子どもが健やかに育つまちづくり

---

子どもとは心身の発達過程にある存在であり、身体上の成長だけでなく、人間性や社会性の基礎が形成される大切な時期です。全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがあってはなりません。そのためには、子どもは一個人として尊重される存在であるという認識に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長でき、その最善の利益が優先されるまちづくりに取り組みます。

### 基本目標2 親子がともに成長できるまちづくり

---

子どもの養育は家庭を基本として行われ、子どもを育てる全ての保護者が子育ての第一義的責任を有するとの認識のもとに、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感しながら親子がともに成長できるまちづくりに取り組みます。

### 基本目標3 子育てを理解し支えるまちづくり

---

全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、適切な教育を受けことで、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるべき存在です。そのためには、子育ての最も基本的な場である家庭への支援体制の整備を進めるとともに、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たしながら相互に協力できるまちづくりに取り組みます。

### 3 施策体系

基本理念を実現するため、体系的に各事業・施策を実施します。

基本理念	基本目標	事業・施策
子どもたちが元気に生まれ育つまち よこはま	1 子どもが健やかに育つまちづくり	支援の可視化 望ましい生活習慣の確立 小1 プロブレムへの対応 郷土愛の醸成 子ども・子育て機能のさらなる充実 問題の早期発見・切れ目のない支援体制 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 障がいのある子どもの保育への対応策の確立 児童虐待の防止・相談体制の充実（こども家庭センターの設置）
	2 親子がともに成長できるまちづくり	子育て世代包括支援センター事業の充実・個別対応による子育て支援の充実 絵本の読み聞かせ 学びと交流機会の提供 未来の親づくり カウンセラー等専門職による支援 子どもに役立つ情報発信 ニーズの多い保育事業への対応 相談拠点の機能充実（こども家庭センターの設置）
	3 子育てを理解し支えるまちづくり	NPOやボランティア活動の充実 子どもの居場所づくり 生活・学習環境の厳しい子どもたちへの支援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもが健やかに育つまちづくり

子どもが心身ともに健やかに成長でき、その最善の利益が優先されるまちづくりとして、以下の取組を推進します。

事業・施策	内容	担当課
支援の可視化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜町では、子ども・子育てに係り、保育料の無償化、副食費の無償化、学校給食費無償化等の様々な支援を実施しています。</li> <li>●町として「実感」のある可視化したデータ等の提供を進めていきます。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課 教育課
望ましい生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの健やかな成長のため、さらには生涯にわたり健康を目指すために、無理なく生活の中に取り込み、自分に合った健康づくりを実践することで効果的に生活習慣を改善し、身につける取り組みを進めます。</li> <li>●小学生には、学童期からのヘルスリテラシーアップ事業（学童期からの健康づくりをテーマに保健師や管理栄養士、公認心理師、助産師会による健康講話）を実施しています。</li> <li>●小学校等での運動の促進や地域のスポーツクラブ等、引き続き活動機会の確保に努めます。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課 教育課

事業・施策	内容	担当課
小1プロブレムへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの育ちと学びの流れをスムーズにつなぐためのカリキュラムをつくり、保育・教育現場で実践します。</li> <li>●保育園に通う児童が小学校に入学した後も、その保護者が就労を継続できるような施策を充実します。</li> <li>●町内4小学校が1つに統合し、近隣に児童センター（放課後児童クラブ）ができたことで利用しやすい環境となりました。</li> <li>●児童センターでは小学校のスクールバスと連携して送迎も実施しています。</li> </ul>	福祉課 教育課
郷土愛の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のイベントへの参加や職業体験等を通じ、横浜町の良さを知るとともに、郷土の歴史や文化に触れる機会を増やしていきます。</li> </ul> <p>地域に根ざした「地域の良さを知る体験活動等」を通じて、郷土愛の醸成を図ります。</p>	教育課
子ども・子育て機能のさらなる充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域（町内）の様々な関係機関や子育て支援団体等との連携を図り、利用者支援の充実を図っていきます。</li> <li>●「菜の花にこここセンター」を中心とした支援体制の充実を図るとともに、子どもに関する手続きの効率を検討します。</li> <li>●周辺市町村との連携を図りながら、ニーズのある機能を地元との体制づくり等を念頭に充実を図ります。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課 教育課

事業・施策	内容	担当課
<p>問題の早期発見・切れ目のない支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの育ちや家庭の状況に合わせた切れ目のない支援を行うために、相談者の人権等に配慮するとともに、専門的機関（弁護士、カウンセラー等）を内包した相談窓口の開設を検討します。</li> <li>●特別な支援が必要な子どもや家庭を、乳幼児健康診査や乳幼児に係る諸活動、保育園、学校、地域等の様々な機会を通じて早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援につないでいきます。また、町外での支援が必要な子どもへの交通費助成（ことば・こころの教室、療育施設等）を行っています。</li> <li>●発達に心配のある子どもの支援を充実させるため、町外の専門機関と連携しながら、相談（こども発達相談等）、サービス利用計画作成、訪問調査等を充実させます。</li> <li>●乳幼児健診、こども発達相談の事前事後には、保育園・幼稚園と連携を図り、子どもの支援について共に考えています。</li> <li>●支援が必要と思われる子どもについては、青森県発達障害者支援センターDoorsの保育園・幼稚園訪問指導により、対応について助言指導を行っています。</li> </ul>	<p>福祉課 健康みらい課 教育課</p>

事業・施策	内容	担当課
<p>教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育の一体化提供に関する意義や課題を共有できるよう、各施設に対し県実施研修への参加促進等の支援を推進します。</li> <li>●全ての子どもが健やかに育つためには、特に、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業を適切に提供します。</li> <li>●保育所、幼稚園と小学校との連携の推進を図ります。</li> <li>●県が行う施策との連携を図り、町の実情に応じて、①児童虐待防止対策の実現、②母子及び父子家庭の自立支援、③障害児施策の充実を図ります。</li> </ul>	<p>福祉課 教育課 健康みらい課</p>
<p>障がいのある子どもの保育への対応策の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣市町村の保育施設の広域利用とあわせ、町内で受け入れができる施設の確保や事業の実施について検討します。</li> <li>●個別支援が必要と思われる子どもへの対応については、青森県発達障害者支援センターDoorsの保育園・幼稚園訪問指導により、対応について助言指導を行っています。</li> <li>●令和6年度より「療育施設等通所交通費助成」を開始し、通所支援策を充実しました。</li> <li>●町保健師が医療的ケア児コーディネーター資格を取得する等、医療的ケア児の支援体制の構築に努めています。</li> </ul>	<p>福祉課 健康みらい課</p>

事業・施策	内容	担当課
<p>児童虐待の防止・相談体制の充実（こども家庭センターの設置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、横浜町要保護児童対策地域協議会を設置しています。</li> <li>●出産後の養育における支援が必要と認められる妊婦を把握し、要保護児童対策協議会に必要な情報を提供し、関係機関との情報共有・支援の要否及び支援内容の協議を行います。</li> <li>●子ども・子育て世帯、妊産婦に対し、包括的に支援を行う、こども家庭センターの早期設置に向け取り組んでいきます。</li> </ul>	<p>福祉課 健康みらい課</p>



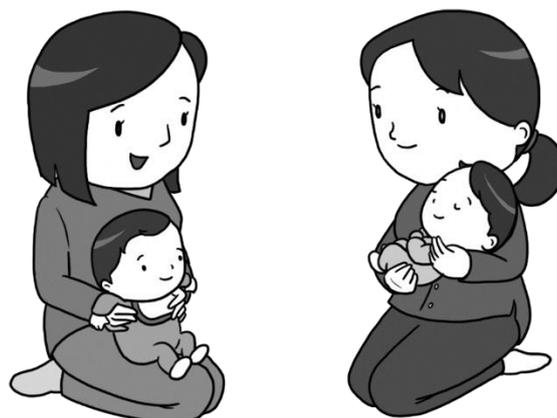
## 基本目標2 親子がともに成長できるまちづくり

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感しながら親子がともに成長できるまちづくりとして、以下の取組を推進します。

事業・施策	内容	担当課
<p>子育て世代包括支援センター事業の充実・個別対応による子育て支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世代包括支援センター事業として、伴走型相談支援（妊娠期から助産師・保健師による電話相談、家庭訪問や助産師によるプレママ・プレパパ個別教室等）を個別対応の事業として実施しています。</li> <li>●子育て世帯の保護者向けに「みらいカフェ」を実施します。参加者の様子から、父親の育児参加の意識が高まっています。</li> <li>●出産後は新生児訪問、4カ月児あかちゃん訪問、離乳食教室、育児相談等を実施し、継続した相談機会を設けています。</li> <li>●切れ目のない伴走型相談支援により子育て家庭とのつながりを築き、各種利用率の向上を図るとともに、母親の孤立防止や子育てについての不安の軽減を図ります。</li> <li>●母親だけでなく、父親を含めた親子で参加いただく中で、父親の育児参加についての啓発も検討しています。</li> </ul>	<p>福祉課 健康みらい課</p>
<p>絵本の読み聞かせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●絵本の読み聞かせや本の貸出しを推奨し、子育て中の親が親子の絆づくり、子どもの情緒豊かな心やコミュニケーション力を育むための機会をつくれます。</li> <li>●乳幼児（9～10カ月児）を対象に育児相談においてブックスタート事業を、また、みらいカフェにおいて年1回程度、絵本読み聞かせをテーマとし、乳幼児期から絵本に触れることの大切さを伝えています。</li> </ul>	<p>教育課 福祉課 健康みらい課</p>

事業・施策	内容	担当課
学びと交流機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者支援事業（おひさまルーム）で子育てに対する悩み相談や親同士の交流の機会を提供しています。</li> <li>●児童センターで小学生への食育を実施しています。</li> <li>●助産師と子育てに対するアドバイスや悩み相談を実施しています。</li> <li>●みらいカフェでの親同士の交流も生まれています。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課
未来の親づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校において、こころの健康教室やいのちの出前講座を通じ、命の大切さ、若年出産に係るリスク、家庭と子どもの関わり等を学ぶための授業や体験活動を行います。</li> <li>●中学校において、あかちゃんふれあい体験学習を実施しています。事前学習ではグループワークの中で母性・父性に関する内容を盛り込んでいます。</li> <li>●中学生・高校生を対象に、将来の親となる子どもに家庭や子育てについて考える機会となるよう、今後も事業を実施します。</li> </ul>	健康みらい課 教育課
カウンセラー等専門職による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な家庭問題を抱えた子どもが増える中、一人ひとりの困りごとを解消するため、関係機関が連携するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等専門職による支援を行います。</li> </ul>	教育課
子どもに役立つ情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●充実している各種支給事業に加え、子育て支援のウェブサイトや子育て支援情報誌を作成・配布し、見やすくわかりやすい情報提供を行います。</li> <li>●今後は、子育て世代に普及しているスマートフォンやSNSを活用した効果的な情報提供について検討します。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課

事業・施策	内容	担当課
ニーズの多い保育事業への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本町では、特に母親の就労（育児休業明けの職場復帰）や祖父母も就労している状況を要因として、特に0歳児の保育ニーズが高い傾向にあります。近隣市町村にある保育施設の広域利用を含めた供給量の確保等、引き続き必要な対策を推進します。</li> </ul>	福祉課
相談拠点の機能充実 （こども家庭センターの設置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童センター、放課後児童クラブ、利用者支援事業（おひさまルーム）、母子保健関係を「菜の花にこにこセンター」に集約しています</li> <li>●引き続き、「菜の花にこにこセンター」を中心とした支援体制の充実を図ります。</li> <li>●保育園、幼稚園、学校等と連携した情報共有等は定期的な打合せ等を実施しています。</li> <li>●福祉課、健康みらい課、教育課が3カ所に分かれている関連部局を含め、庁内の連携強化について検討します。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課 教育課



### 基本目標3 子育てを理解し支えるまちづくり

子育ての最も基本的な場である家庭への支援体制の整備を進めるとともに、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たしながら相互に協力できるまちづくりとして、以下の取組を推進します。

事業・施策	内容	担当課
NPOやボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どものボランティアに対する意識を高め、施設や地域で自発的に活動できるように支援します。</li> <li>●放課後児童クラブ等の活動について“地域”の子育て活動の拠点として多参画な住民の下での運営上の工夫や内容・活動の充実を図ります。</li> </ul>	福祉課 教育課 社会福祉協議会
子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全、安心な子どもたちの居場所となる「コミュニティ空間」が必要です。</li> <li>●現状では、児童センターが子どもたちの居場所の1つとなっています。</li> <li>●地域の人や親の協力でバドミントンや野球等クラブ活動も子どもたちの居場所であり、大会参加等を通じて地域交流の機会となっています。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課 教育課
生活・学習環境の厳しい子どもたちへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十分な生活環境や学習環境等が整っていない子ども・家庭があり、全国各地でこうした子ども・家庭を支援する「子ども食堂」等が実践されています。</li> <li>●本町においても、社会福祉協議会や各種地域団体等と連携を図り、生活・学習環境の厳しい子どもたちへの支援に向けた地域資源の活用について検討します。</li> </ul>	福祉課 健康みらい課 教育課

## 第5章 量の見込みと確保の内容

### 1 第2期計画の評価

#### (1) 教育・保育施設

##### ① 1号認定（3歳以上で「教育」を希望する就学前児童）

利用実績は、増加傾向で推移し、令和6年度は10人となっています。また、各年度とも計画値を上回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	7	9	10	10	10
第2期計画値(b)	7	7	7	6	6
対計画比(a÷b)	100.0%	128.6%	142.9%	166.7%	166.7%

##### ② 2号認定（幼児期の保育）【3～5歳】

利用実績は、減少傾向で推移し、令和6年は38人となっています。令和5年度以降は、計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	62	64	60	49	38
第2期計画値(b)	60	60	60	57	56
対計画比(a÷b)	103.3%	106.7%	100.0%	86.0%	67.9%

### ③3号認定【0歳】

利用実績は、増加傾向で推移し、令和6年度は10人となっています。令和5年度までは計画値を下回る利用実績でしたが、令和6年度は計画で見込んだ利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	7	8	8	8	10
第2期計画値(b)	12	11	11	10	10
対計画比(a÷b)	58.3%	72.7%	72.7%	80.0%	100.0%

### ④3号認定【1～2歳】

利用実績は、令和4年度まで減少し、その後、増加しています。令和6年度は33人となっています。各年度とも計画値を下回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	33	28	23	26	33
第2期計画値(b)	37	37	38	37	35
対計画比(a÷b)	89.2%	75.7%	60.5%	70.3%	94.3%

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用実績は、年ごとに増減しており、令和6年度は低学年が66人、高学年が54人となっています。各年度とも、計画値を上回る利用実績となっています。

#### ■第2期計画の実績・低学年 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	64	63	57	67	66
第2期計画値(b)	39	34	30	35	34
対計画比(a÷b)	164.1%	185.3%	190.0%	191.4%	194.1%

■第2期計画の実績・高学年 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	61	66	81	61	54
第2期計画値(b)	47	45	45	36	32
対計画比(a÷b)	129.8%	146.7%	180.0%	169.4%	168.8%

②延長保育事業

利用実績は、年ごとに増減しており、令和6年度は3人となっています。各年度とも、計画値を下回る利用実績となっています。

■第2期計画の実績 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	7	11	6	2	3
第2期計画値(b)	14	14	14	13	13
対計画比(a÷b)	50.0%	78.6%	42.9%	15.4%	23.1%

③利用者支援事業

「菜の花にこにこセンター」内で本事業として「おひさまルーム」を実施しています。

■第2期計画の実績 (か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数(a)	1	1	1	1	1
第2期計画値(b)	1	1	1	1	1
対計画比(a÷b)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

利用実績は、年ごとに増減しており、令和5年度は22人、令和6年度は8人となっています。令和5年度は計画値を上回りましたが、令和6年度は出生数の減少に伴い計画値を下回る利用実績となっています。実際には、各年度とも訪問実施率は100%となっています。

##### ■第2期計画の実績 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	15	18	15	22	8
第2期計画値(b)	19	18	18	17	16
対計画比(a÷b)	78.9%	100.0%	83.3%	129.4%	50.0%

#### ⑤妊婦健康診査

利用実績は、令和5年度までは24～29人で推移していましたが、令和6年度は17人となっています。令和5年度は計画値を上回りましたが、令和6年度は妊娠届出の減少に伴い計画値を下回る利用実績となっています。実際には、各年度とも妊娠届出をした対象者はすべて妊婦健診を受診しています。

##### ■第2期計画の実績 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(a)	24	27	25	29	17
第2期計画値(b)	26	25	25	24	23
対計画比(a÷b)	92.3%	108.0%	100.0%	120.8%	73.9%

## 2 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分または事業ごとに設定することもできます。

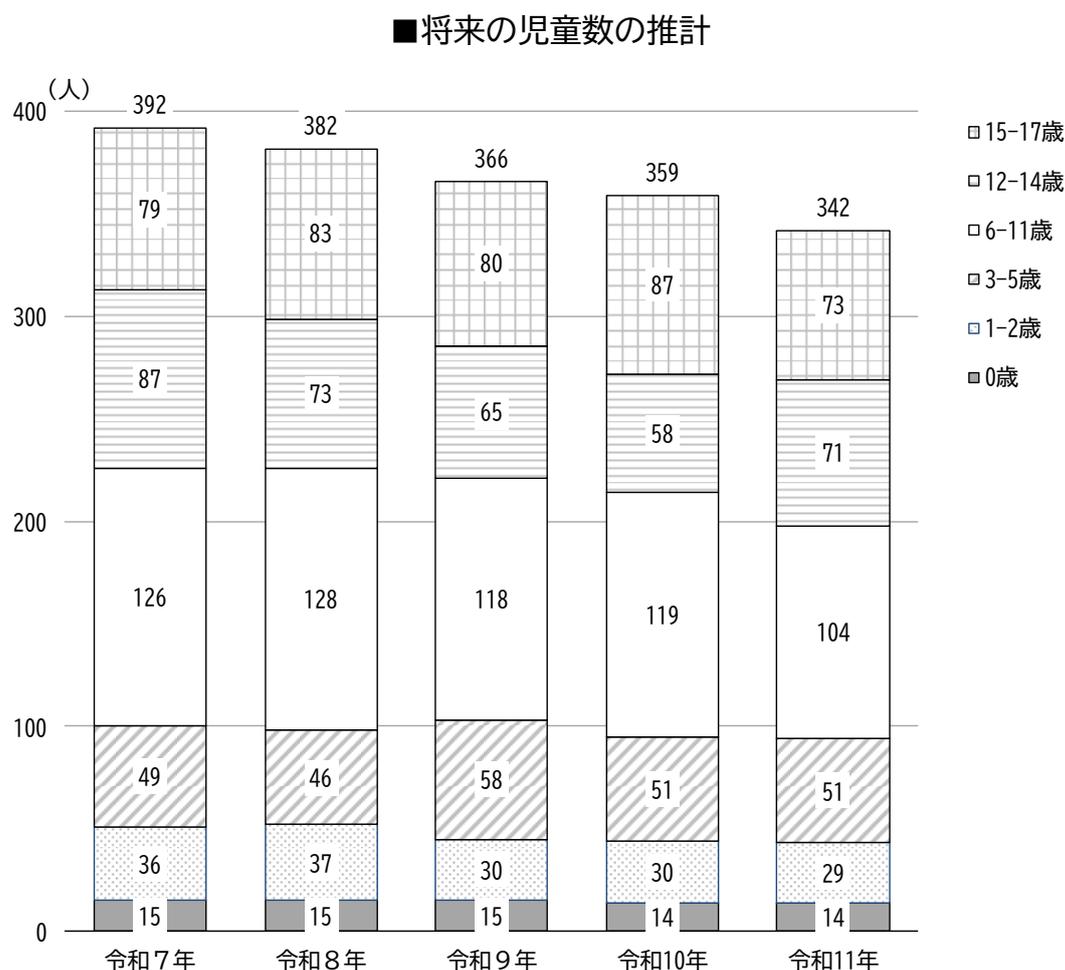
本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を基本的には町全体1区域と設定します。



### 3 推計児童数

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※1により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、総数で令和7年の392人から令和11年の342人へ50人減少することが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※1 コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策の内容

教育・保育施設及び事業の利用に当たっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業等は、以下のとおりです。

### ■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定	保育所（園） 認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

#### （1）1号認定（3歳以上で「教育」を希望する就学前児童）

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所（園）と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設（幼稚園・こども園）」、「私学助成の幼稚園（現行の私学助成を継続）」の2種類となります。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 第2期計画期間においては、令和3年以降、計画値を上回る利用実績となっています。
- ニーズ調査結果及び第2期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。
- 横浜あさひ幼稚園や広域利用で確保となり、見込量が充足されています。

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	20	20	20	20	20
特定教育・ 保育施設	20	20	20	20	20
過不足	9	9	7	8	8

(2) 2号認定(3歳以上で「保育」が必要な就学前児童)及び3号認定(3歳未満で「保育」が必要な就学前児童)

保護者の就労等により家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。「特定教育・保育施設(保育所(園)・認定こども園)」、「認可外保育施設(新制度に移行せず、現行制度で運営)」、「特定地域型保育事業」があります。

なお、「特定地域型保育事業」は、0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 第2期計画期間において、2号(3～5歳)は、令和5年度以降、計画値を下回る利用実績となっています。また、3号(0歳)は、令和5年度まで計画値を下回る利用実績であり、3号(1,2歳)は、令和6年度まで計画値を下回る利用実績となっています。
- ニーズ調査結果及び第2期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。
- ちどり保育園(定員40人)、第二ちどり保育園(定員30人)での確保となります。
- マイナスの状況となる部分があります。現状では、定員の弾力化や広域利用により提供量は確保されてるものと見込まれますが、今後のニーズの状況に応じ、定員の見直しについても検討が必要です。

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	2号		3号		2号		3号		2号		3号	
	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	46	11	14	20	43	11	15	20	54	11	12	17
確保方策												
特定教育・ 保育施設	45	8	7	10	45	8	7	10	45	8	7	10
特定地域型 保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過不足	-1	-3	-7	-10	2	-3	-8	-10	-9	-3	-5	-7
	令和10年度				令和11年度							
	2号		3号		2号		3号					
	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳				
量の見込み	48	11	12	17	48	11	12	16				
確保方策												
特定教育・ 保育施設	45	8	7	10	45	8	7	10				
特定地域型 保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-				
過不足	-3	-3	-5	-7	-3	-3	-5	-6				



## 5 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

両親が共働き等のため、保護者が昼間家庭にいない児童に対して、小学校の余剰教室、児童館等を利用して放課後に適切な遊び、生活の場を提供して健全育成を図る事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 第2期計画期間においては、各年度とも計画値を上回る利用実績となっています。
- 量の見込みについては、第2期計画における利用実績を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。
- 菜の花にここセンターに「横浜町児童センター（放課後児童クラブ）」を開設し、平日（月～金曜日）放課後、土曜日、春休み・夏休み・冬休みの長期休業日の利用が可能であり、ニーズ量に対応した提供量は確保されています。
- 国が令和6年度までに実施した「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童対策を一層強化し、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごしながら、多様な体験・活動を行うことができるよう、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有および共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に努めます。

#### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	122	123	113	115	100
1～3年生	67	56	45	50	46
4～6年生	55	67	68	65	54
確保方策	122	123	113	115	100
過不足	0	0	0	0	0

## (2) 延長保育事業（時間外保育）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 第2期計画期間においては、各年とも計画値を下回る利用実績となっています。
- 本町での時間外保育事業は二つの保育園とも18時から18時30分の30分延長で、ニーズに対応しています。登録者は両園で10数名となっています。利用者は平均1日当たり1～2人程度です。利用者はひとり親、両親ともフルタイムのタイプの方のニーズがあります。
- 量の見込みについては、第2期計画における利用実績を基に見込みました。ニーズ量に対応した提供量は十分確保されています。
- 保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保に努めます。

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	11	10	10
確保方策	10	10	11	10	10
過不足	0	0	0	0	0

### (3) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、現在、病児・病後児保育事業は実施していません。
- 町単独で本事業を整備することは厳しい状況にありますが、アンケート調査の結果では一定のニーズがあることから、当面は広域的な対応を中心とした方向性を検討するとともに、今後、町内の医療機関、保育園等との連携の中で、本事業のニーズへの対応を検討していきます。

### (4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、現在、一時預かり事業は実施していません。
- アンケート調査の結果では一定のニーズがあることから、今後、町内関係機関との連携の中で、本事業のニーズへの対応を検討していきます。

### (5) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、「地域子育て支援拠点事業」の実施はしていないものの、「菜の花にこにこセンター」において利用者支援事業の一環として、子を持つ親同士の交流の場、相談窓口として「おひさまルーム」を開設しています。
- 本事業として量の見込みは設定しないものの、今後とも上記「おひさまルーム」が本事業を代替することで、必要なニーズに対応する体制を確保します。

## (6) 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報収集・提供、利用支援を行い、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連携・調整を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、「菜の花にこにこセンター」内で本事業として「おひさまルーム」を実施しています。
- 引き続き、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う施設として、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を推進し、切れ目のない支援を行います。

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、現在、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施していません。
- アンケート調査の結果では一定のニーズがあることから、今後、町内関係機関との連携の中で、本事業のニーズへの対応を検討していきます。

## (8) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ含む）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

○アンケート調査では、本事業へのニーズが少ないことから、引き続き、町としての事業は実施していませんが、今後のニーズに応じ検討していきます。

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師・保健師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 第2期計画期間において、令和5年度は、計画値を上回る利用実績となっています。
- 量の見込みについては、0歳児推計人口を基に見込みました。100%の実施を目標に、子育ての孤立を防ぐとともに、地域における子どもの健やかな育ちを支えるため、保健師等による全新生児・乳児訪問事業を実施します。

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	14	14
確保方策	15	15	15	14	14
過不足	0	0	0	0	0

## (10) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援等）を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 第2期計画期間での利用実績はありません。
- 量の見込みは第2期と同様に各年度1人としましたが、引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握し必要な支援を実施します。
- また、要支援児童や要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会において関係機関等と情報を共有し、適切に連携していきます。

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策 (単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 第2期計画期間においては、令和3年度以降は計画値を上回る利用実績でしたが、令和6年度は計画値を下回る利用実績となっています。
- 第2期の利用実績と翌年度の0歳児推計人口をもとにサービス量を見込みました。
- 全ての妊婦が安全で安心な出産を迎えることができるように妊婦の基本健康診査費用の助成（14回分助成）や、安全・安心な出産と育児のための生活指導や子育て情報の提供を行い、妊婦健康診査の受診勧奨、ハイリスク妊婦等への交通費助成事業を実施しています。
- 産婦健康診査（産後1ヵ月健康診査）費用の助成を行い、母体の健康状態の把握と悪化予防、産後うつ予防に努めます。

○この他、町独自の支援策として、妊婦救急時対応制度、妊婦歯科検診等を実施しています。

○引き続き、現状の供給体制を維持していきます。

**■第3期計画の量の見込みと確保方策** (単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	33	31	31	31
確保方策	33	33	31	31	31
過不足	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**■確保方策の内容**

○横浜あさひ幼稚園（未移行幼稚園）の副食費についての助成を実施しており、その他の助成については、今後の需要動向等を踏まえながら検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育園等の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

**■確保方策の内容**

○町内の事業所において、教育・保育ニーズに対応可能であることから、現在の事業の実施予定はありませんが、ニーズの多様化に合わせて、認定こども園への移行を含めて検討します。

#### (14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

##### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 本事業は実施しませんが、育児支援や子育て悩み相談等は他の事業で実施しています。
- 今後、ニーズや状況に応じて実施を検討していきます。

#### (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

##### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 本事業は実施しませんが、今後、ニーズや状況に応じて実施を検討していきます。



## (16) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

○本事業は実施しませんが、今後、ニーズや状況に応じて実施を検討していきます。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

○「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、過去の実績を踏まえ量の見込みを算出しました。

○妊娠届出時に保健師による面談を実施します。

○妊娠期間中は、妊婦及びその配偶者に対して、保健師または助産師による電話相談、家庭訪問等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行います。

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数： 20 1組当たり面 談回数：3回 面談実施合計 回数：60回	妊娠届出数： 20 1組当たり面 談回数：3回 面談実施合計 回数：60回	妊娠届出数： 18 1組当たり面 談回数：3回 面談実施合計 回数：54回	妊娠届出数： 18 1組当たり面 談回数：3回 面談実施合計 回数：54回	妊娠届出数： 18 1組当たり面 談回数：3回 面談実施合計 回数：54回
確保方策	60	60	54	54	54

### (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労の有無や理由を問わず0歳6か月～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業です。

#### ■量の見込みと確保方策の考え方

○令和8年度の本格的な施行に向けて実施を検討していきます。

#### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(人日)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1



## (19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしているうえで必要な社会サービスの紹介等による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

### ■量の見込みと確保方策の考え方

- 「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、次のとおりに量の見込みを算出しました。
  - ①各年の0歳児人口及び妊娠届出数をもとに、流産・死産も考慮した「推計産婦数」を算出。
  - ②過去の関連事業の利用実績データをもとに、「利用見込み産婦数」及び「平均利用日数」を算出。
  - ③「利用見込み産婦数」に「平均利用日数」を乗じて見込量を算出。
- 乳児期の母親の悩みや育児不安、身体の不調等に対して、助産師による専門的なケアの提供を行います。当面、自宅でケアを受けることができる訪問型を実施します。
- 利用者のニーズに応じて、宿泊型や日帰り型の実施を検討します。

### ■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9	9	9	8	8
確保方策	9	9	9	8	8

## 第6章 計画の推進体制

### 1 子ども・子育て会議による進捗評価

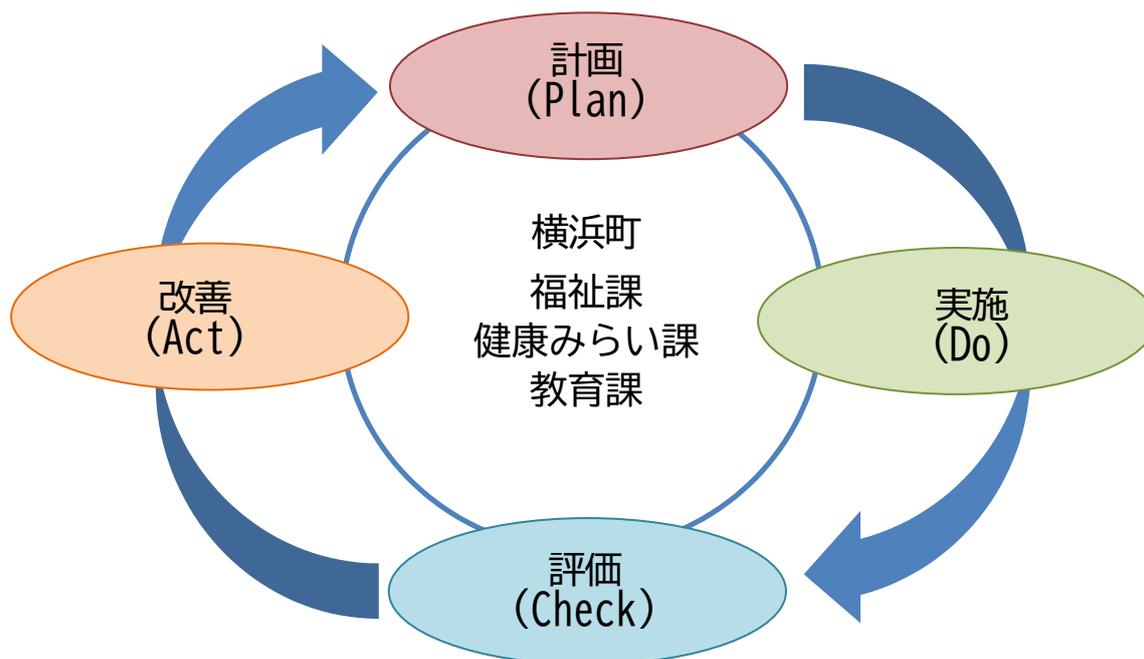
本計画の策定に当っては、法において市町村に設置することが義務化されている「横浜町子ども・子育て会議」を設置しています。

今後も、この計画の実現に向けて、その進捗状況を「横浜町子ども・子育て会議」において毎年度点検し、評価を実施するとともに、計画内容に大きな変更・修正が必要になった場合には計画の中間年を目安としてその内容の見直しを行います。

### 2 進捗評価の体制・仕組み

本計画は、福祉課、健康みらい課、教育課が連携して進捗状況を把握・点検します。そして、「横浜町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。計画の進捗状況の把握や成果については、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）に基づき実施して、取組の改善につなげ、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

#### ■PDCAサイクルによる点検・評価のプロセス



### 3 密接な連携と協働

質の高い教育・保育等、子ども・子育て支援事業を実施していくためには多様な主体が積極的に関与することが重要です。横浜町の各部局内だけでなく、教育・保育事業を行う事業者等とも相互に連携し、協働しながら、本町の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに地域の子育て支援機能の維持及び確保を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士が相互に密接な連携を図ることも必要となります。

本町はこれら関係諸機関との円滑な連携と協働が可能となるよう取り組んでいきます。

### 4 子ども・子育て情報・計画の周知活動

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、住民や職域等それぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が住民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、子ども・子育てに関する情報や本計画の内容については、町のホームページ、広報紙だけでなく個別通知を通じて広く周知します。

## 資料編

- 1 横浜町子ども・子育て会議設置要綱
- 2 横浜町子ども・子育て会議委員名簿
- 3 横浜町子ども子育て会議開催経過



# 1 横浜町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年7月26日訓令第24号

改正 平成28年4月1日訓令第24号

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づきについて、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、横浜町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 この会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第31条第2項に規定する事項に関する事。
- (2) 横浜町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (4) 横浜町次世代育成支援計画の評価に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、

(組織)

第3条 この会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 保育所（園）、幼稚園の管理者及び保護者の代表者
- (3) P T A連合会の代表者
- (4) 放課後児童クラブの代表者
- (5) 社会福祉協議会の代表者
- (6) 校長会の代表者
- (7) その他、子育て支援に関して必要と認められる者

2 委員の定数は10名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、団体又は機関から選出された委員の任期は、当該団体又は機関に在籍する期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## 2 横浜町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	所属団体・職名	備考
1	二木 きみ子	主任児童委員	
2	佐藤 加奈美	横浜町連合PTA代表 横浜小学校 PTA会長	
3	佐伯 仁	校長会代表 横浜小学校 校長	
4	寺尾 馨	学校法人 あさひ学園 理事長	
5	新渡 喜広	社会福祉法人 横浜会 理事長	
6	森川 眞由美	社会福祉法人 横浜会 第二ちどり保育園 園長	
7	坂下 拓也	ちどり保育園 父母の会 会長	
8	山本 有沙	第二ちどり保育園 父母の会 会長	
9	菊池 律光	社会福祉法人 横浜町社会福祉協議会 事務局長	
10	長谷川 節子	放課後児童クラブ代表 放課後児童支援員	

任期：令和6年12月24日～令和8年12月23日

### 3 横浜町子ども子育て会議開催経過

年月日	会議内容等
令和6年8月～9月	「第3期横浜町 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の実施
令和6年12月24日	令和6年度横浜町子ども・子育て会議 (1) 横浜町子ども・子育て支援事業計画について (2) 計画策定の予定について (3) 第3期横浜町子ども・子育て支援事業計画(素案)について (4) その他
令和7年2月7日 ～令和7年2月28日	パブリックコメントの実施

### 第3期横浜町子ども・子育て支援事業計画

発行年月／令和7年3月

発行元　／横浜町福祉課

〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下 35

TEL 0175-78-2111（代表）

FAX 0175-78-2118

URL <https://www.town.yokohama.lg.jp/>